

## 平成27年度に講じた施策事業の点検・評価(単年度サイクル)

※「決算額」には、立入指導や普及啓発などに係る人件費は含んでいません。

※「進捗」の☆の数の意味は、次のとおりです。

☆☆☆☆: 想定以上、☆☆☆: 想定どおり、☆☆: 想定以下(特に改善を要しない)、☆: 想定以下かつ要改善

※ 2014年度(平成26年度)の取組欄は平成26年度における環境の状況並びに豊かな環境の保全及び創造に関して講じた施策(平成27年9月作成)より抜粋

No.	施策事業名称	目的	内容	決算額(千円)	2015年度(H27年度)の取組 ※下段は2014年度(H26年度)の取組				自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性
					年度	取組指標	実績(取組指標に対する結果)	進捗		
<b>I 府民の参加・行動</b>										
1-1	環境情報の発信	「おおさかの環境ホームページ エコギャラリー」を通して、環境モニタリング情報等を発信し、府民・事業者・民間団体等の環境保全活動を促進すること。	大阪の環境に関する情報のポータルサイトとして、「おおさかの環境ホームページ エコギャラリー」を開設しています。水質・大気等の環境モニタリング結果、環境審議会の審議内容、過去の環境白書、条例・計画の情報等、幅広い環境情報について積極的に発信することにより、府民・事業者・民間団体等の環境保全活動を促進を図りました。	-	H27	年間アクセス件数 20万件	ページビュー数(主なページ) 約16万件 <参考> エコギャラリー(総ページビュー数) 5.7万件	☆☆	ページビュー数(主なページ)は目標の78%と想定を下回りました。また、エコギャラリー(総ページビュー数)についても昨年度を下回りました。	今後もわかりやすいホームページの作成、内容の更新に努めるとともに、環境白書やパンフレット、関連イベントなどの各種媒体と関連付けながら、環境情報へのアクセスを効果的に増やす方法を検討し、実施したいと考えています。
					H26	年間アクセス件数 20万件	ページビュー数(主なページ) 約17万件 <参考> エコギャラリー(総ページビュー数) 6.6万件	☆☆☆	ホームページの見直しを含め、効果的・効率的な情報発信の検討が課題です。	
1-2	環境情報プラザ管理運営事業	環境情報の提供、環境学習の機会や場の提供等を通じて、府民、事業者、環境NPO等各主体の環境保全・環境活動をサポートすること。	研修室・実験室等を環境NPOなどの活動の場として提供するなど、環境活動の拠点施設として管理運営しました。また、大阪環境パートナーシップネットワーク「かけはし」において、環境NPO・自治体等の情報発信を行うとともに、交流会・セミナー等をメンバーとの協働のもとで開催しました。	1,110	H27	・プラザ利用者 15,000人/年 ・環境NPO等との協働セミナー開催 2回	・プラザ利用者: 15,092人/年 ・環境NPO等とセミナー開催: 3回	☆☆☆	プラザ利用者は目標を若干上回り、セミナー・講座の開催も目標以上であり、想定どおり、環境活動を促進することができました。	プラザは2016(平成28)年8月に閉鎖が決定。「かけはし」は、平成27年度末で終了。
					H26	・プラザ利用者 15,000人/年 ・環境NPO等との協働セミナー開催 2回	・プラザ利用者: 15,825人/年 ・環境NPO等とセミナー開催: 2回	☆☆☆		
1-3	環境教育等の推進	府民・事業者等のあらゆる主体が、様々な環境問題を理解し、環境配慮に対する意識の向上を図ること。	学校、企業等への各種出前講座の実施など、「大阪府環境教育等行動計画」に基づき、環境学習と環境保全活動を推進しました。	-	H27	全庁で取り組む環境教育施策数 170施策	全庁で取り組む環境教育施策数 176施策(2014) ※2015年度の施策数は2016年度下半期に集計。	☆☆☆	概ね想定通りの施策数を実施しました。	引き続き「環境教育等行動計画」に基づき、環境学習と環境保全活動を推進します。
					H26	全庁で取り組む環境教育施策数 170施策	全庁で取り組む環境教育施策数 178施策(2013) ※2014年度の施策数は2015年度下半期に集計。	☆☆☆		
1-4	日本万国博覧会記念公園事業(自然観察学習館業務)	基本理念である「緑に包まれた文化公園」実現のため、「人と自然との調和」「人々の交流」を推進するための核施設である自然観察学習館を運営し、幅広い対象に万博記念公園の自然再生の取り組みの情報発信と生物多様性の社会への浸透を図るための取り組みを実施すること。	・児童・生徒等への自然環境学習・教職員研修 ・自然体験イベントの開催 ・環境学習実施を共同して行うボランティア団体の充実 ・園内自然環境の情報発信(常設展示、企画展示の実施) ・自然環境保全への啓発イベントの開催 ・来園者と協働して行う自然環境調査の実施 ・広報誌「カワセミだより」の発行	1,459	H27	2013(平成25)年度の活動実績と同程度の実績を上げること。 【参考】2013(平成25)年度活動実績(旧(独)日本万国博覧会記念機構により実施) ・児童・生徒等への自然環境学習、吹田市教育委員会・高槻市教育委員会との連携による教職員研修(54校4,706人) ・自然体験イベントの開催(セミの羽化観察会・星座観望会等67件、参加2,595人) ・環境学習実施を共同して行うボランティア団体の充実(2団体約90名) ・園内自然環境の情報発信(常設展示と併せ企画展示を年8回実施) ・自然環境保全への啓発イベントの開催 チャレンジラリー(参加127人) 秋みつけビンゴ・冬みつけビンゴ(参加185人) ・来園者と協働して行う自然環境調査の実施(セミの抜け殻調査) ・「カワセミだより」発行 年12回 ・自然観察学習館への年間来館者数(約7.4万人)	・児童・生徒等への自然環境学習、吹田市教育委員会・高槻市教育委員会との連携による教職員研修(54校4,431人) ・自然体験イベントの開催(セミの羽化観察会・星座観望会等74件、参加5,296人) ・環境学習実施を共同して行うボランティア団体の充実(2団体約90名) ・園内自然環境の情報発信(常設展示と併せ企画展示を年14回実施) ・自然環境保全への啓発イベントの開催 チャレンジラリー(参加79人) 秋みつけビンゴ・冬みつけビンゴ(参加328人) 15分プログラム(参加368人) ・来園者と協働して行う自然環境調査の実施(セミの抜け殻調査) ・「カワセミだより」発行 年12回 ・自然観察学習館への年間来館者数(約11.7万人)	☆☆☆	自然体験イベントは、新規の企画や広報に力を入れ、回数、参加人数共に増加しました。啓発イベントとして、平日の参加者向けに15分プログラムなど新規の企画を実施し、自然環境保全意識を高めることができた。	引き続き、活動の推進に取り組めます。
					H26					

No.	施策事業名称	目的	内容	決算額(千円)	2015年度(H27年度)の取組 ※下段は2014年度(H26年度)の取組				自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性
					年度	取組指標	実績(取組指標に対する結果)	進捗		
1-5	アドプト・リバー・プログラムの推進	府内管理河川の一定区間において、地域の団体等と地元市町村、河川管理者である府が協力しあいながら、継続的に清掃や緑化等の活動を実施することで、地域に愛され、人や自然にやさしい河川づくり、美化による地域環境の改善、不法投棄の防止等を目指すこと。	河川管理者(各土木事務所等)、参加団体及び地元市町村の三者が、参加団体の美化活動の内容や、河川管理者・市町村の協力・分担内容等を定めて協定を結び、協力して河川の一定区間の美化活動を継続的にを行いました。(2001年7月から実施)	924	H27	美しい河川環境を目指し、地域の団体で行う河川清掃活動等を支援し、アドプト・リバー・プログラムのさらなる普及・啓発を図ります。 【参考】認定団体数 15団体(2012年度)	2016年3月現在において、201箇所において42,893名が活動に参加 2015年度の新規認定団体数 8団体	☆☆☆	概ね想定通りの規模で活動ができました。	引き続き、活動の推進に取組みます。
				H26	美しい河川環境を目指し、地域の団体で行う河川清掃活動等を支援し、アドプト・リバー・プログラムのさらなる普及・啓発を図ります。 【参考】2013年度新規認定団体数 6団体 2014年3月末時点で198団体を認定	2014年3月現在において、198箇所において45,538名が活動に参加 2014年度の新規認定団体数 6団体	☆☆☆			
1-6	笑働OSAKAの推進	府民・企業・行政等、多様な主体の強みを活かした連携・協働による笑顔あふれる大阪を実現すること。	笑働リサイクルプロジェクト※など企業活動の中で得られた収入の一部を活動支援金として府に寄付を受ける仕組みを確立し、地域で活動されている様々な協働事業の情報発信などに活用しました。  (※笑働リサイクルプロジェクト:企業や個人から提供いただいた古紙のリサイクルで製作したトイレトーパーやノートの売上の一部が地域に還元される地域支援も兼ねた新たな企業協働)	939	H27	笑働リサイクルプロジェクトについて、地域活動に取組む学生等による「クリーンサポーター」による古紙回収に取組む。 (2015年度の目標古紙回収量:約100t)	地域活動に取り組む学生等の協力により古紙回収が実施され、得られた資金により笑働活動を通じて地域に還元された。 (2015年度古紙回収実績:約83t)	☆☆☆	アドプト・プログラムの制度導入から15年が経過し、これまで活動に参画いただいた全ての方に感謝するとともに、府民や企業の皆さまと一緒に、これからのアドプト・プログラムのあり方を考えるため、アドプトシンポジウム(2015.7.11)を開催しました。 また、「大阪府アドプト・プログラムのあり方懇話会」(2016.3.3)を設置し有識者の意見を求める等、笑働OSAKAの取り組みを推進することができました。	引き続き、活動の推進に取組みます。
				H26	古紙排出企業・学校等を増やすと共に、学生が古紙を回収する⇒大阪の企業が製紙化・商品化・販売する⇒学生が購入する(持つことがステイタスになる)仕組みを確立し、その仕組みを可視化する。	・アドプト活動 2014年度末の認定団体数約640、活動人員数約65,000人  ・笑働リサイクルプロジェクトでは、地域活動に取り組む学生等による「クリーンサポーター」が古紙回収に取り組みました。 (2014年度古紙回収量は約94t)	☆☆☆			
II-1 低炭素・省エネルギー社会の構築										
2-1-1	省エネ行動の普及啓発事業	府民一人ひとりの省エネ行動の実践を促進すること。	ホームページ『省エネ生活のすすめ』、『節電ポータルサイト』などによる情報発信や、エコアクションキャラクター『モットちゃん、キットちゃん』をイベントで活用するとともに、大阪府地球温暖化防止活動推進センターと連携し、地球温暖化防止活動推進員の活動支援や「うちエコ診断」の普及促進など、広く府民に省エネ行動を働きかけました。	326	H27	・家庭での省エネ・省CO2の啓発の推進 ・エコアクションキャラクターを用いた環境啓発活動の実施	・イベント等での活動回数13回(2015年度) ・地球温暖化防止活動推進員に対する研修会の実施:1回	☆☆☆	府主催のイベント等において、広く府民に環境配慮行動の必要性和実践を呼びかけました。また、地球温暖化防止活動推進員に対して研修会を実施し活動を支援しました。	新たに小学校等を対象にしたエネルギー関連施設見学会や出前講座の実施に取り組むなど、広く府民に環境配慮行動の必要性和実践を積極的に呼びかけていきます。また、地球温暖化防止活動推進員による自主的な活動を支援していきます。
				H26	・家庭での省エネ・省CO2の啓発の推進 ・エコアクションキャラクターを用いた環境啓発活動の実施 【参考】エコアクションキャラクター 2012年度のイベント等での活動回数:32回	・Webサイト「省エネ生活のすすめ」節電ポータルサイト、イベント出展等による、家庭での省エネ・省CO2の啓発の推進 ・エコアクションキャラクターを用いるなど、府主催のイベント等において環境啓発活動の実施 【参考】イベント等での活動回数 23回(2014年度) ・地球温暖化防止活動推進員に対する研修会の実施:1回	☆☆☆			
2-1-2	「大阪府温暖化の防止等に関する条例」に基づく届出指導	エネルギーを多く使用する事業者の温室効果ガスの排出や人工排熱の抑制等を行うこと。	「大阪府温暖化の防止等に関する条例」に基づき、エネルギーを多く使用する事業者(特定事業者:約900事業者)に対し、温室効果ガスの排出や人工排熱の抑制等についての対策計画書及び実績報告書の届出を義務付け、必要な指導・助言を行いました。また、他の模範となる特に優れた取組みを行った事業者を「おおさかストップ温暖化賞」として表彰しました。	167	H27	特定事業者の温室効果ガス排出量を2014年度比1%削減 【参考】条例に基づく実績報告書の届出対象事業者数 約900事業者(2014年度)	・特定事業者の約7割を占める、2012(平成24)年度から2014(平成26)年度までを計画期間とする事業者については、2014(平成26)年度の温室効果ガス排出量の合計は基準年度である2011(平成23)年度から7.3%削減(年平均2.4%削減) CO <sub>2</sub> 排出削減量(2014年度):126.7万t-CO <sub>2</sub> ※2015(平成27)年度実績は届出期限が翌年度8月末であるため、2016年9月以降に集計します。	☆☆☆☆ (2014年度のデータで評価)	届出指導、現地調査による助言、対象事業者に対する節電呼びかけ等を行うことにより、特定事業者の温室効果ガス排出削減を図ることができました。	引き続き、きめ細やかな指導により温室効果ガス削減の取り組みを進めます。
				H26	特定事業者の温室効果ガス排出量を2013年度比1%削減  <参考> 条例に基づく実績報告書の届出対象事業者数 約900事業者(2013年度)	・届出事業者数の約7割を占める、2012(平成24)年度から2014(平成26)年度までを計画期間とする事業者については、2013(平成25)年度の温室効果ガス排出量の合計は基準年度である2011(平成23)年度から4.7%削減(年平均2.4%削減) CO <sub>2</sub> 排出削減量(2013年度):81.8万t-CO <sub>2</sub> ※前年度(2014(平成26)年度)実績は届出期限が8月末であるため、毎年度9月以降に集計します。 <参考> 条例に基づく実績報告書の届出対象事業者数 899事業者(2014年度)	☆☆☆☆ (2013年度のデータで評価)			

No.	施策事業名称	目的	内容	決算額(千円)	2015年度(H27年度)の取組 ※下段は2014年度(H26年度)の取組				自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性
					年度	取組指標	実績(取組指標に対する結果)	進捗		
2-1-3	省エネ・省CO2相談窓口の運営	省エネ診断等を通じて府内の中小事業者の省エネ・省CO2を推進すること。	中小事業者が安心して気軽に相談できる省エネ・省CO2相談窓口を運営し、省エネ診断等により省エネ・省CO2の取組を支援しました。また、セミナーの開催やホームページによる省エネ技術の情報発信、業界団体と連携した普及・啓発等を行いました。	-	H27	・省エネ診断件数 30件 ・セミナー開催回数 2回	省エネ診断件数:53件 セミナーの開催:2回 研修会等における講演:3回	☆☆☆☆	省エネ診断は目標件数を大幅に上回りました。また、セミナー開催等を通じて、中小企業の省エネ・省CO2対策の普及促進を図ることができました。	引き続き、おおさかスマートエネルギーセンターと連携して、中小事業者の省エネルギーの取組支援を行います。
2-1-4	建築物の環境配慮制度の推進	現在及び将来の府民の健康で豊かな生活の確保に資するため、建築主による建築物の環境配慮に関する取組の促進を図ること。	「大阪府温暖化の防止等に関する条例」に基づき、特定建築主(延べ面積2,000㎡以上の特定建築物を新築等しようとする者)に対し、CO2削減・省エネ対策等の建築物の環境配慮のための措置について自己評価した計画書の届出を義務付けています。また、特定建築物の販売等について一定の広告をするときは当該広告に自己評価結果の要旨を記載した標準(大阪府建築物環境性能表示)の表示の義務付けを行っています。あわせて他の模範となる特に優れた取組を行った建築物を、「おおさか環境にやさしい建築賞」として表彰しています。また、上記条例の改正を行い、以下の内容を追加しました。(2015年4月1日より施行) ・特定建築物を新築・増改築する場合に再生可能エネルギー利用設備の導入検討を義務化 ・10,000㎡以上の建築物(非住宅)を新築・増改築する場合に、省エネ基準(エネルギーの使用の合理化等に関する法律第73条第1項の判断の基準)への適合を義務化 これらの制度を推進し、建築物の環境配慮に関する取組を促進しました。	1,247	H27	・CO2削減・省エネ対策・再生可能エネルギー利用設備の導入等環境に配慮した建築物の推進、計画書の届出対象となる建築物における再生可能エネルギー設備の導入件数、10,000㎡以上の建築物(非住宅)における省エネ基準の適合率 大阪府:14件、堺市:5件、(大阪市:12件)	・届出対象となる建築物における再生可能エネルギー設備の導入件数 大阪府:14件、堺市:5件、(大阪市:12件) ・10,000㎡以上の建築物(非住宅)における省エネ基準の適合率 大阪府:100%、堺市:100%、(大阪市:100%)	☆☆☆	「府温暖化の防止等に関する条例」の改正について周知し、円滑に制度の推進をすることができました。また、表彰制度の魅力アップや普及啓発ができました。	引き続き、建築物の環境配慮制度について表彰制度の魅力アップや制度の周知、普及啓発に取り組みます。
H26	・CO2削減等環境に配慮した建築物の推進 ・上記条例の改正に伴う規則の改正 ・大阪府建築物環境配慮制度及び同制度の条例改正に伴う制度の周知説明会等を開催	・「大阪府温暖化の防止等に関する条例」の改正に伴い規則、環境性能表示ラベル、マニュアルの改正を行いました。 ・大阪府建築物環境配慮制度及び同制度の条例改正に伴う制度の周知説明会等を4回開催しました。 ・大阪府と大阪市で環境配慮に優れた建築物の表彰式を一本化し実施するとともに受賞者のプレゼンテーションや受賞作品のパンフレットの作成・配布を行い、一般の府民への制度の普及啓発を行いました。	☆☆☆☆							
2-1-5	ESCO事業の推進	建築物の省エネルギー化、地球温暖化対策、光熱水費の削減を効果的に進めることができるESCO事業を、広汎な府有施設を対象に効果的に展開し、さらに大阪府内の市町村や民間ビルへも普及啓発・促進を図ること。	「新・大阪府ESCOアクションプラン(2015(平成27)年2月策定)」に基づき府有施設へのさらなるESCO事業の導入拡大を図るとともに、複数施設の一括事業化や設備更新型ESCOによる手法等も活用しながらESCO事業の導入を効果的に推進しました。また「大阪府市町村ESCO会議」の開催を通じ府内市町村に対してもESCO事業の導入を広く働きかけるとともに、建物の省エネ度合いを見える化する「大阪府ビル省エネ度判定制度」を創設することにより、府内市町村や民間建築物へのESCO事業の普及促進を図りました。	926	H27	・府有施設におけるESCO事業の新規公募実施 ・2014年度事業者選定施設におけるESCO改修工事の実施(警察署8署、泉北府民センタービル) ・大阪府市町村ESCO会議の開催(年1回程度)	・4事業16施設(高等学校8校、中河内救命救急センター、警察署5署、府民センタービル2所)において新規公募を実施し、事業者を決定しました。 ・2014年度事業者選定施設(警察署8署、泉北府民センタービル)においてESCO改修工事を実施しました。 ・7月に「大阪府市町村ESCO会議」を開催しました。	☆☆☆	概ね計画通りに実施できました。	今後も引き続き、ESCO事業の府有施設への導入拡大や府内市町村・民間ビルへの普及啓発を図ります。
H26										
2-1-6	エコカーの普及促進	2020年度までに大阪府内の自動車の2台に1台(約180万台)をエコカーにすることを目標にエコカー普及を推進し、温室効果ガス及び自動車排出ガスを削減すること。	エコカーのあふれるまち大阪の実現に向け、「大阪エコカー協働普及サポートネット」において、民間企業、関係団体、国や市町村と協働し、エコカーの率先導入や充電インフラの整備、啓発活動等の取組を実施することにより、エコカー普及を促進しました。	-	H27	・エコカー展示会・試乗会の開催 ・ホームページ・メールマガジンによる情報発信 【参考】充電設備:471基(府補助分95基) エコカー展示会・試乗会:10回(2013年度) メールマガジン配信:23回(2013年度)	・エコカー展示会・試乗会9回(市町村との連携による開催分を含む) ・ホームページやメールマガジンによる情報発信 ホームページアクセス数 1.0万回 メールマガジン発行回数 19回 メールマガジン登録数 1,911名 ＜参考＞府内におけるエコカー保有台数 84万台(2014年度)※2015年度台数は2016年12月確定予定	☆☆☆	「エコカー展示・試乗実施マニュアル」を作成・配布し、市町村等におけるエコカー展示・試乗会の開催を促進しました。大阪エコカー協働普及サポートネットにおける官民協働の取組等により、府内エコカー普及台数は、2015年度の間目標を達成しました。	2020年度目標の達成に向け、今後も引き続き、大阪エコカー協働普及サポートネットにおける官民協働の取組等により、エコカーの普及促進に努めます。
H26	・エコカー展示会・試乗会の開催 10回 ・ホームページ・メールマガジンによる情報発信 【参考】200V普通充電設備:326基(府補助分95基) (2013年7月現在:大阪府把握分) エコカー展示会・試乗会:11回(2012年度)	・エコカー展示会・試乗会 2回 ・ホームページやメールマガジンによる情報発信 ホームページアクセス数 1.4万回 メールマガジン発行回数 15回 メールマガジン登録数 1,689名 ＜参考＞府内におけるエコカー保有台数 71万台(2013年度)	☆☆☆							

No.	施策事業名称	目的	内容	決算額(千円)	2015年度(H27年度)の取組 ※下段は2014年度(H26年度)の取組				自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性
					年度	取組指標	実績(取組指標に対する結果)	進捗		
2-1-7	水素関連ビジネス創出基盤形成事業	水素の供給・活用に係る大阪発の新たなビジネスを創出し、産業振興を図るとともに、水素に関する府民理解等の向上を図ること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>水素・燃料電池関連分野における今後の取組の方向性を示す「H<sub>2</sub>Osa kaビジョン」を策定しました。</li> <li>FCバス導入等による水素需要の拡大など水素関連ビジネス創出・拡大に向けた対処方策を検討しました。</li> <li>水素ステーションを活用した水素関連技術現地体験会(FCV及び水素ステーション構成機器の見学会と構成機器のコストダウンにつながる新技術ニーズ説明会)を開催し、府内の中小企業等の関連産業への参入促進を図りました。</li> <li>都心部の府有地を活用し、水素ステーション及び情報発信拠点の整備を進めました。</li> </ul>	46,784	H27	<ul style="list-style-type: none"> <li>FCバス導入等による水素関連ビジネス創出・拡大に向けた検討会の開催 10回</li> <li>水素ステーションを活用した水素関連技術現地体験会の開催 6回</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>FCバス導入等による水素関連ビジネス創出・拡大に向けた検討会などの開催 12回</li> <li>水素ステーションを活用した水素関連技術現地体験会の開催 1回</li> </ul>	☆☆☆	<ul style="list-style-type: none"> <li>幅広い分野で水素エネルギーを活用したプロジェクトを創出するため、関連企業等16団体が構成する水素需要拡大方策研究会を立ち上げ、重点取組分野の抽出や分野別の課題検討を行い、H28年3月に「H<sub>2</sub>Osa kaビジョン」として取りまとめた。</li> <li>内容別取組として、FCバスおよびFC船に関する研究会をそれぞれ立ち上げ、課題検討やFCバス試乗会などを実施した。</li> <li>北大阪水素ステーションにて、水素関連技術現地体験会を開催し、府内企業39社が参加した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>H<sub>2</sub>Osa kaビジョンに基づく先進的な水素プロジェクトを創出するための推進体制「H<sub>2</sub>Osa kaビジョン推進会議(仮称)」を立ち上げ、当事者間の交流やアイデア創出を図る場(プラットフォーム)として運営する。</li> <li>同会議や大阪次世代自動車普及推進協議会の活動を通じ、各種水素活用等について、府内での実証・実用化のメニュー出しや実行方策の検討等に取り組む。</li> <li>H28年度に、水素関連産業参入促進事業として、府内3つの水素ステーションにて、見学会を開催するとともに、新技術ニーズ説明会を行い、技術マッチングにつなげる。</li> </ul>
2-1-8	おおさかスマートエネルギーセンターの運営	「再生可能エネルギーの普及拡大」や「エネルギー消費の抑制」などに取り組み、エネルギーの地産地消による新たなエネルギー社会の構築を目指すこと。	<p>大阪のエネルギー政策の推進拠点である「おおさかスマートエネルギーセンター」において、府民、事業者等からの問合せ・相談にワンストップで対応するとともに、様々な事業を実施しました。</p> <p>【主な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>創エネ・蓄エネ・省エネ対策の相談・アドバイス</li> <li>太陽光パネル設置普及啓発事業</li> <li>公共施設や民間施設の屋根・遊休地と発電事業者のマッチング</li> <li>BEMS普及啓発事業</li> <li>省エネビルサポート事業</li> </ul>	3,824	H27	再生可能エネルギーの普及拡大、省エネの促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>府有施設の屋根貸し事業や省エネ診断などによる総マッチング件数:89件</li> <li>省エネセミナーの開催・講演:主催3回、講演37回</li> </ul>	☆☆☆	府内市町村や商工会議所等と連携し、おおさかスマートエネルギーセンターの周知に取り組んだ結果、府民・事業者等からの相談645件について対応する等、府内の省エネ推進、創エネの普及拡大に貢献することができました。	引き続き、2014年3月に策定した「おおさかエネルギー地産地消推進プラン」に基づき、再生可能エネルギーの普及拡大や省エネの推進など、エネルギーの地産地消を目指した様々な施策・事業を、おおさかスマートエネルギーセンターにおいて着実に実施していきます。
H26	再生可能エネルギーの普及拡大、省エネの促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>府有施設の屋根貸し事業や省エネ診断などによる総マッチング件数:122件</li> <li>省エネセミナーの開催・講演:主催3回、講演48回</li> </ul>	☆☆☆							
2-1-9	府有建築物の屋根貸しによる太陽光パネル設置促進事業	「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」を活用して、府有建築物の屋上屋根を貸し出して、民間事業者の資金により太陽光発電システムを導入し、再生可能エネルギーの導入を促進すること。	<p>府有建築物の屋根、屋上への太陽光パネル設置条件について、検討・調査し整理を行いました。現地調査等により設置可能と判断される施設を抽出し、パネル設置事業者の公募を行いました。</p>	255	H27	現地調査等により設置可能と判断される施設を抽出し、パネル設置事業者の公募を実施。(2014年度は8施設を対象に公募。2015年度は更に拡大を図る。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模施設(発電設備計画容量50kW以上)を含めた6施設の太陽光パネル設置事業者公募を行い、4施設(高槻水みらいセンター、なわて水みらいセンター、鴻池水みらいセンター、富田林支援学校)について事業者を決定しました。</li> </ul>	☆☆☆	公募に際し、事業者選定後VE方式を採用するなど、普及拡大に向けた取り組みを行なった結果、新たに4施設の事業化を決定しました。しかしながら、国の買取価格の下落等外的要因により、太陽光パネルの設置が減少しました。	国の買取価格の下落等外的要因により、事業効率が悪化したため、新たな事業者公募を一時中断することになりました。
H26	陸屋根に加え、勾配屋根等にも公募対象施設の拡大を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>陸屋根に加え、勾配屋根等に対応した、太陽光パネル設置基礎工法を7社23工法について、大阪府の標準的な基礎設置工法として認定しました。(既に認定分を併せて9社29工法)</li> <li>勾配屋根等を含めた8施設の太陽光パネル設置事業者公募を行い、6施設(枚方支援学校・むらの高等支援学校、西浦支援学校、摂津支援学校、貝塚高等学校、砂川厚生福祉センター、豊中上津島住宅)について事業者を決定しました。</li> <li>【2013年度～8施設で事業化】</li> <li>2013年度に事業者選定した、2施設について、8月に発電開始しました。</li> <li>2014年に事業者選定した砂川厚生福祉センターについて、3月に発電開始しました。</li> </ul>	☆☆☆☆							
2-1-10	アドプトフォレスト制度による企業の森づくり	企業やNPO法人等の参画により、放置された人工林や竹林等荒廃した森林を整備することで、地球温暖化防止や生物多様性の保全等に資すること。	大阪府が、事業者等の要望を聞きながら、活動地や活動内容等の提案を行い、活動地となる市町村や大阪府、事業者等の間で、活動内容や役割分担等を含む協定を結びました。その上で、事業者等は対象地域で間伐や植樹、下草刈りなどの森づくり活動を行いました。	-	H27	参加事業者等の拡大を目指すとともに、活動が長期的・継続的なものとなるように環境を整える。	新規参加事業者4社、活動地追加1社、協定更新事業者10社	☆☆☆	参加事業者数を拡大しました。また、2015年度に協定期間の満期を迎える10社の協定を更新し、活動継続の促進ができました。	事業者の参加の支援および参加事業者の活動継続・自立性の確保に努めます。
H26	参加事業者等の拡大を目指すとともに、活動が長期的・継続的なものとなるように環境を整える。	新規参加事業者2団体、協定更新事業者4団体	☆☆☆							

No.	施策事業名称	目的	内容	決算額(千円)	2015年度(H27年度)の取組 ※下段は2014年度(H26年度)の取組				自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性
					年度	取組指標	実績(取組指標に対する結果)	進捗		
Ⅱ-2 資源循環型社会の構築										
2-2-1	循環型社会推進計画の推進	大阪府循環型社会推進計画に定められたリサイクルや廃棄物の減量化等に係る目標を達成すること。	2011年度末に策定した循環型社会推進計画に基づき、府内における資源の循環的利用を促進し、再生利用率の向上、最終処分量の削減等を進め、これらの指標の全国ワースト1からの改善を目指しました。また、市町村の主体的な取組を支援するための情報提供をはじめとする施策を総合的に実施しました。	-	H27	計画に定める下記目標達成に向けて進行管理等を行います。 ・一般廃棄物 2015年度に一般廃棄物の排出量(事業系資源化量を含む。)を305万トンに削減するとともに、再生利用率を29%に向上させることで、最終処分量を35万トンに削減する。 ・産業廃棄物 2015年度に産業廃棄物の排出量を1,565万トンに抑制するとともに、再生利用率を35%に向上させることで、最終処分量を49万トンに抑制する。	・府内市町村の一般廃棄物の排出量、再生利用率等の状況の情報集約・公表 ・一般廃棄物 2014年度実績 排出量 : 318万トン 再生利用率 : 13.8% 最終処分量 : 39万トン ・施策事業の推進に係る情報交換のため、府内市町村及び産業廃棄物規制所管行政の連絡会議の開催 ・産業廃棄物排出事業者、同処理業者に対する適正処理の指導 ・建設業者に対し、廃棄物の適正処理、再資源化に関する説明会の実施 ・優良な産業廃棄物処理業者を認定・公表 ・産業廃棄物 2014年度実績 排出量 : 1,518万トン 再生利用率 : 31.8% 最終処分量 : 38万トン	☆☆	府内市町村等との間で行った課題や取組に関する情報交換、産業廃棄物排出事業者等に対する指導等の取組により、3R(リデュース・リユース・リサイクル)、廃棄物の適正処理を推進しました。 2014年度の実績は、産業廃棄物の排出量や最終処分量については2015年度の目標値を達成していますが、一般廃棄物の排出量や再生利用率などで、2015年度の目標値には至っていない状況です。 引き続き、資源化可能なごみを焼却しないなど、さらに3Rを進めていくことが必要となっています。	2016年6月に新たな計画を策定し、2020(平成32)年度の目標等を定めました。 今後、新たな計画に掲げた施策を推進し、目標の達成に努めます。
					H26	計画に定める下記目標達成に向けて進行管理等を行います。 ・一般廃棄物 2015年度に一般廃棄物の排出量(事業系資源化量を含む。)を305万トンに削減するとともに、再生利用率を29%に向上させることで、最終処分量を35万トンに削減する。 ・産業廃棄物 2015年度に産業廃棄物の排出量を1,565万トンに抑制するとともに、再生利用率を35%に向上させることで、最終処分量を49万トンに抑制する。	・府内市町村の一般廃棄物の排出量、再生利用率等の状況の情報集約・公表 ・施策事業の推進に係る情報交換のため、府内市町村及び産業廃棄物規制所管行政の連絡会議の開催 ・産業廃棄物排出事業者、同処理業者に対する適正処理の指導 ・建設業者に対し、廃棄物の適正処理、再資源化に関する説明会の実施 ・優良な産業廃棄物処理業者を認定・公表	☆☆		
2-2-2	再生品普及促進事業	資源の循環的利用の促進と循環型社会の形成に寄与する事業を営む事業者を育成すること。	府内で発生した循環資源(廃棄物等)を利用して日本国内の工場で製造したリサイクル製品であって、品目ごとの認定基準に適合するものを「大阪府認定リサイクル製品」として認定しました。 2015年度には、「使用済の認定製品を製造者が回収して再びリサイクルする製品」である『なにわエコ良品ネクスト』と、それ以外のリサイクル製品を区分するなど制度を改正しました。	341	H27	なにわエコ良品の普及啓発・利用促進を図るとともに、年2回の認定を実施する。(認定申請受付は6月、11月(予定)) 【参考】2014(平成26)年10月1日現在の認定製品数は270製品。	・認定製品について普及・PRするため、ホームページに掲載するとともに、環境関連イベント等に出展 ・年2回の認定を実施(2016年3月1日現在の認定製品数は272製品) ・府環境審議会答申を踏まえ、より質の高いリサイクルを推進するため、『なにわエコ良品ネクスト』を導入するなど制度を改正(2015年11月)	☆☆☆☆	制度改正により、「くり返しリサイクルされる製品」については、『なにわエコ良品ネクスト』として認定することとしました。 認定を行った68製品のうち、16製品をネクストとして認定を行うとともに、府民へ認定制度・認定製品のPRを行うことで、リサイクル認定製品の利用を促進しました。	・認定製品の認知度の向上等のため、さらに普及・PRの取組を推進します。
					H26	なにわエコ良品の普及啓発・利用促進を図るとともに、年2回の認定を実施する。(認定申請受付は6月、11月(予定)) 【参考】2013年10月1日現在の認定製品数は269製品。	・認定製品について普及・PRするため、ホームページに掲載するとともに、環境関連イベント等に出展 ・年2回の認定を実施(2015年3月1日現在の認定製品数は276製品)	☆☆☆		
2-2-3	容器包装リサイクルの推進	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)」に基づき、府内における容器包装廃棄物の発生抑制や再商品化を促進すること。	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)」に基づき、第7期大阪府分別収集促進計画(2014~2018年度、2018年度目標:排出量44万トン・分別収集量:34万7千トン)の円滑な実施を図りました。また、市町村の分別収集の実施状況やリサイクル施設の整備状況を把握し、分別収集や再商品化の促進に必要な収集体制、処理に関する改善方策等について情報提供に努めるなど、市町村に対する技術支援を行いました。	114	H27	・各市町村の分別収集の実施状況の把握及び府民向けウェブサイトでの公表 【参考】2012年度実績 分別収集量:16万8千トン	・府内市町村の容器包装廃棄物の分別収集量、再商品化量等の状況の情報集約・公表 ・分別収集量:16万8千トン(2015年度実績)	☆☆☆	市町村の分別収集の実施状況の把握・公表等により、計画を推進しました。	引き続き、市町村の分別収集の実施状況の把握・公表等に取り組みます。
					H26	以下の2018年度の容器包装廃棄物に係る目標の達成のために必要な取組を推進する。 ・排出量:44万トン ・分別収集量:34万7千トン	・府内市町村の容器包装廃棄物の分別収集量、再商品化量等の状況の情報集約・公表 ・分別収集量:16万7千トン(2014年度実績(速報値))	☆☆☆		
2-2-4	産業廃棄物の多量排出事業者による取組の促進	事業者から提出された処理計画及び実施状況報告の内容を公表することにより、情報公開のもとで、事業者の自主的な産業廃棄物の減量化への取組等を促進すること。	事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者(多量排出事業者)は、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画及びその実施の状況について知事に報告することとなっています。事業者から提出された報告の内容をインターネットを利用した方法により速やかに公表することにより、事業者の自主的な産業廃棄物の減量化への取組等を促進しました。	-	H27	・処理計画及び実施状況報告の内容を速やかに公表する。 【参考】2013年度年度公表状況 産業廃棄物処理計画 276件 産業廃棄物処理計画実施状況報告 259件 特別管理産業廃棄物処理計画 99件 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告 98件	・処理計画及び実施状況報告の内容を速やかに公表した。 【参考】2015年度公表状況 産業廃棄物処理計画 218件 産業廃棄物処理計画実施状況報告 243件 特別管理産業廃棄物処理計画 97件 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告 105件	☆☆☆	事業者から提出された報告の内容をインターネットを利用した方法により速やかに公表し、事業者の自主的な産業廃棄物の減量化への取組等を促進しました。	引き続き、処理計画及び実施状況報告の内容を速やかに公表に努めます。
					H26	・処理計画及び実施状況報告の内容を速やかに公表する。 【参考】2012年度公表状況 産業廃棄物処理計画 260件 産業廃棄物処理計画実施状況報告 289件 特別管理産業廃棄物処理計画 98件 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告 97件	・処理計画及び実施状況報告の内容を速やかに公表した。 【参考】2014年度公表状況 産業廃棄物処理計画 259件 産業廃棄物処理計画実施状況報告 264件 特別管理産業廃棄物処理計画 88件 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告 87件	☆☆☆		

No.	施策事業名称	目的	内容	決算額(千円)	2015年度(H27年度)の取組 ※下段は2014年度(H26年度)の取組				自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性
					年度	取組指標	実績(取組指標に対する結果)	進捗		
2-2-5	PCB廃棄物 適正処理の 推進	PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物を適正に保管するとともに、確実かつ適正な処理を推進すること。	PCB廃棄物の処理については、中間貯蔵・環境安全事業(株)(以下「JESCO」という。)が、近畿圏の拠点として大阪市此花区に大阪PCB処理事業所を建設し、2006年からトランス及びコンデンサの処理を行っています。2015年度からJESCO北九州PCB処理事業所で、小型コンデンサや安定器等の受け入れが始まりましたので、府内の事業場で保管されているものが早期に処理されるよう周知を行いました。また、府が保有しているものについても、2015年度から計画的に処理を行いました。 また、国のPCB廃棄物処理基本計画の変更に合わせて、「大阪府PCB廃棄物処理計画」の変更を行い、引き続き、近畿ブロック関係府県市と協力して適正処理を推進するとともに、PCB廃棄物を保管している事業場等への立入検査を行い、PCB廃棄物の適正管理の徹底等を図りました。 さらに、中小企業等によるPCB廃棄物の処理を推進するため、国と都道府県が、(独)環境再生保全機構に拠出したPCB廃棄物処理基金を通じて、中小企業等が負担するPCB廃棄物処理費用を軽減しました(これまで積み立てた基金の残高により助成事業に支障がないため、2015年度は、基金への拠出は行いませんでした)。	168,466	H27	・府内におけるPCB廃棄物(現在、JESCO大阪PCB処理事業所の処理対象である高圧機器等に限る)の処理進捗率 2015年9月末:93%(2014年9月末現在:87%) (いずれもJESCOへの登録台数に占める割合) ・府保有の小型コンデンサ等の処理 6t	・JESCO 大阪PCB処理事業所の処理対象である高圧機器等の処理進捗率  2016年3月末: 90% ・府保有の小型コンデンサ等の処理 6.1t	☆☆☆	目標どおり高圧機器等の処理は進捗しました。	引き続き、PCB廃棄物の適正処理の推進、及び適正管理の徹底を図ります。
					H26	府内におけるPCB廃棄物(現在、中間貯蔵・環境安全事業(株)大阪PCB処理事業所の処理対象である高圧機器等に限る)の処理進捗率の向上 【参考】 2014年9月末:86%(2013年9月末現在:79%) (いずれも中間貯蔵・環境安全事業(株)への登録台数に占める割合)	中間貯蔵・環境安全事業(株) 大阪PCB処理事業所の処理対象である高圧機器等の処理進捗率  2015年3月末: 86.7%	☆☆☆		
2-2-6	産業廃棄物の 適正処理の 徹底	廃棄物の排出事業者や処理業者への指導を徹底し、不適正処理の未然防止・早期発見を図ること。	排出事業者や処理業者に対しては、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付や適正処理に向けて指導の徹底を図ります。また、産業廃棄物の野積みや野外焼却等の不適正処理の未然防止、早期発見に向け、随時のパトロールによる監視・指導など警察等と連携しながら、法令遵守の徹底を図るとともに、土地所有者等への土地の適正管理等の啓発・指導により不適正処理の未然防止を図りました。	15,925	H27	・建設廃棄物の分別排出、混合廃棄物の発生・排出抑制の取組み促進、廃棄物の適正処理推進のため、説明会の開催、集中パトロール等を実施 ・2015年度実施予定 説明会 3回、不適正処理防止推進強化月間 6月・11月 【参考】不適正処理件数 286件(2013年度) 新規事案は年度内に75%以上解決	不適正処理件数 ・2015年度に対応した不適正処理事案は、継続事案と新規事案を合わせて289事案でした。 ・2015年度新規事案については、当該年度中に65%を解決しました。 ・継続事案についても、着実に取組みを行ってきた結果、解決が進んでいます。	☆☆☆	不適正処理は依然として多発していますが、警察との連携等により、不適正処理件数は長期的に減少傾向にあります。	引き続き不適正処理事案の未然防止及び迅速な解決に努め、産業廃棄物の適正処理の着実な推進を図ります。
					H26	・建設廃棄物の分別排出等、混合廃棄物の発生・排出抑制の取組み促進 ・廃棄物の適正処理推進のため、電子マニフェストの普及等を促進 【参考】不適正処理件数 307件(2012年度) 新規事案は年度内に75%以上解決	不適正処理件数 ・2014年度に対応した不適正処理事案は、継続事案と新規事案を合わせて310件でした。 ・2014年度新規事案については、当該年度中に70%以上解決しました。 ・継続事案についても、着実に取組みを行ってきた結果、減少しています。	☆☆☆		

No.	施策事業名称	目的	内容	決算額(千円)	2015年度(H27年度)の取組 ※下段は2014年度(H26年度)の取組				自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性
					年度	取組指標	実績(取組指標に対する結果)	進捗		
2-2-7	廃棄物最終処分場の適正管理	廃棄物最終処分場の適正管理及び確保を図ることにより、廃棄物の適正処理を進め、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資すること。	大阪湾圏域広域処理場整備事業(フェニックス事業)について、関係地方公共団体と協力し、事業促進に努めました。また、産業廃棄物最終処分場である堺第7-3区について、周辺環境等に影響を及ぼさないよう、法令に則した適切な維持管理等を行いました。	118,392	H27	・大阪湾圏域広域処理場整備事業の促進 会議等予定回数 年10回 ・堺第7-3区の適切な維持管理 環境調査 年12回 1905検体 護岸被覆防食工事82.2m 老朽化対策工事(排水路)160m " (道路舗装) 245m <sup>2</sup>	・フェニックス事業について、フェニックスセンター及び関係地方公共団体等と連携し、次期計画の具体化に向けた取組み等、事業促進を図りました。(会議等:11回) ・堺第7-3区について、浸出水等が周辺環境へ影響を及ぼさないよう、排水処理施設及び水質改善設備の維持管理並びに水質の環境調査等を行いました。また、施設の老朽化に対応するため、護岸の被覆防食工事、雨水排水路及び道路舗装の改修工事、フェンスの維持補修等を行いました。	☆☆☆	・フェニックス事業について、フェニックスセンター及び関係地方公共団体と連携し、次期計画の早期具体化に向けた取組みをはじめフェニックス事業を促進します。 ・堺第7-3区についても、周辺環境等に影響を及ぼさないよう、法令に則した適切な維持管理等を行うことができました。	・引き続き、フェニックスセンター及び関係地方公共団体と連携し、次期計画の早期具体化に向けた取組みをはじめフェニックス事業を促進します。 ・堺第7-3区についても、周辺環境等に影響を及ぼさないよう、法令に則した適切な維持管理等を行います。
H26	・大阪湾圏域広域処理場整備事業の促進 ・堺第7-3区の適切な維持管理	・フェニックス事業について、フェニックスセンター及び関係地方公共団体等と連携し、次期計画の具体化に向けた取組み等、事業促進を図りました。 ・また、2014年5月に判明したダイオキシン類の受入基準を超える廃棄物(ばいじん処理物)がフェニックス処分場に搬入されていた事案に対処するため、フェニックスセンターからの報告を受け直ちに周辺環境への影響がないことを確認するとともに、再発防止に向けた取組みを促進しました。2015年3月には、センターにおいて廃棄物の適正な受入のための体制の強化が図られました。 ・堺第7-3区について、浸出水等が周辺環境へ影響を及ぼさないよう、排水処理施設及び水質改善設備の維持管理並びに水質の環境調査等を行いました。また、施設の老朽化に対応するため、護岸の被覆防食工事、雨水排水路及び道路舗装の改修工事、フェンスの維持補修等を行いました。さらに、南海トラフ巨大地震への備えとして、護岸の耐震性調査を実施しました。	☆☆☆							
II-3 全てのいのちが共生する社会の構築										
2-3-1	天然記念物イタセンバラの保護増殖及びこれを利用した普及啓発事業	淀川に生息する天然記念物種の淡水魚イタセンバラの野生復帰の試みと、それらを用いた普及啓発を推進し、自然保護や生物多様性保全の重要性についての理解を深めること。	環境農林水産総合研究所水生生物センターでは、センター内で生息域外保存しているイタセンバラについて、国土交通省・淀川河川事務所と共同で、淀川に放流し、野生復帰を実施しています。その結果、放流した成魚が繁殖し、野生での定着の可能性が高まっています。2012年には、市民団体や大学、地元企業、行政などからなる「淀川水系イタセンバラ保全市民ネットワーク(イタセンネット)」を設立し、外来種駆除等の活動を行うなど、野生復帰を支援する取り組みを進めています。2015年度は、淀川での繁殖状況の確認や、外来種の生態や駆除に関する調査研究等を行うとともに、イタセンネットが行う保全活動を支援しました。さらに、親子等府民を対象とした観察会の開催、小中学校等へのイタセンバラの出張展示や出前講座を実施し、自然保護や生物多様性保全の重要性について普及啓発を図りました。	544	H27	・イタセンバラの野生復帰に向けた放流効果と繁殖状況の確認 ・観察会(1回、110人)、出前講座(2回、100人)	・外来魚駆除の研究成果を用いて集中的に駆除を行った水域では、在来種の種類や個体数が急速に回復していることを確認しました。 ・2013年に公開放流を実施した水域において自然繁殖が継続していることを確認しました。 ・イタセンバラの観察会(1回実施)には69名、小中学校の出前授業(2回実施)では80名、出張展示(2回実施)では約430名に生物多様性の重要性を啓発しました。 ・市民ネットワークによるイタセンバラの野生復帰を支援する取り組み(17回実施)に延約1,400名が参加しました。これらの取り組みが認められ、イタセンネットが日本水大賞の環境大臣賞を受賞しました。	☆☆☆☆	イタセンバラの野生復帰の状態が引き続き維持され、野生復帰の取り組みを支援する市民ネットワーク活動が軌道に乗るなど、十分な成果が得られました。	引き続き、放流群の自然での繁殖状況の確認等の調査研究、及び、府民を対象とした観察会の開催等、自然保護や生物多様性についての普及啓発を行います。
H26	・イタセンバラの野生復帰に向けた放流効果と繁殖状況の確認 ・観察会(1回、110人)、出前講座(2回、100人)	・外来魚駆除の研究成果を用いて集中的に駆除を行った水域では、在来種の種類や個体数が急速に回復していることを確認しました。また、2013年に公開放流を実施した水域においても自然繁殖が確認されました。 ・イタセンバラの観察会(1回実施)は雨天中止となりました。小中学校の出前授業(2回実施)では120名、出張展示(1回実施)では約180名に生物多様性の重要性を啓発しました。 ・市民ネットワークによるイタセンバラの野生復帰を支援する取り組み(17回実施)に延約1,600名が参加しました。	☆☆☆☆							
2-3-2	生物多様性保全のための普及啓発推進支援	生物多様性に配慮した行動が社会に定着することを目的として、種の多様性が高い地域として選定されている「生物多様性ホットスポット」の情報等の普及啓発や教員や企業の研修担当者を対象として開発した「生物多様性研修プログラム」の検証を行うとともに、そのプログラムを活用し、普及啓発を行い、生物多様性保全の関心を高めること。	種の多様性が高い地域として選定されている「生物多様性ホットスポット」について紹介するリーフレットを作成し、府内の中学・高等学校等に配布し、環境学習や遠足などで活用いただけるよう普及啓発を行いました。また、教員や企業の担当者を対象として開発した「生物多様性研修プログラム」を活用し、環境教育実践研修(児童や社員を対象とした自然体験プログラムを実施する研修)の実施を通じて内容を検証し、プログラムの一部改訂により、学校や企業による自主的な研修の定着を図りました。	2,416	H27	・府域の重要な生態系を紹介するリーフレットの作成 ・検証のための環境教育実践研修 3件	・Aランク16箇所を紹介するガイドブックを作成。 ・環境教育実践 3校。検証により、プログラムの一部改訂を実施。	☆☆☆	・認知度向上のため、府域の重要な生態系を「生物多様性ホットスポット」として、紹介する資料を作成することができました。 ・今後多様な主体が生物多様性保全に取り組むためのプログラムを作成・公表することができ、学校や企業での理解促進を図ることができました。	ガイドブックのwebでの配布等により一層の府民理解を進めます。
H26	・生物多様性研修用プログラムの作成 3,000部	プログラムの開発段階で、企業の担当者等を対象とした生物多様性セミナーを実施しました。参加者は102名で、生物多様性保全に取り組もうとする企業等に対して普及啓発を行いました。生物多様性研修プログラム冊子「知ろう・伝えよう 大阪の生物多様性」のほか、授業や研修でより効果的に活用するための「スライド版」「プログラム実践シート」を作成しました。印刷部数は1,000としましたが、「冊子」「スライド版」「プログラム実践シート」の3点について、どなたでも活用できるよう大阪府のホームページ「生物多様性ひろば」で公開しました。	☆☆☆☆							

No.	施策事業名称	目的	内容	決算額(千円)	2015年度(H27年度)の取組 ※下段は2014年度(H26年度)の取組				自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性
					年度	取組指標	実績(取組指標に対する結果)	進捗		
2-3-3	大阪生物多様性保全ネットワークの取組み推進	府内の生物多様性に知見を有する大学、研究機関、活動団体、行政等により設立した「大阪生物多様性保全ネットワーク」を活用して、府域の生物多様性保全に係る取組を行うこと。	府域の生物多様性の現況把握等を行うとともに生物多様性保全の重要性について普及啓発しました。	-	H27	新しいレッドリストを盛り込んだ生物多様性ガイドブックを活用し、普及啓発活動を行う。(大阪生物多様性保全ネットワークの構成団体等が開催するシンポジウムやイベント等で500部配布)	府民対象のイベント等で、レッドリスト等を活用した普及啓発を行いました。 ・主なイベント 多奈川ピオトープハイキング128人 フォーラム150人 バードフェスティバル約15,000人	☆☆☆	生物多様性ガイドブックを活用し、連携している大阪生物多様性保全ネットワークとともに希少野生動植物の啓発を図ります。	
					H26	新しいレッドリストを盛り込んだ生物多様性ガイドブックを活用し、普及啓発活動を行う。	府民対象のイベント等で、レッドリスト等を活用した普及啓発を行いました。 ・主なイベント 多奈川ピオトープハイキング303人 生物多様性協働フォーラム419人 生物多様性セミナー102人 自然史フェスティバル約23,000人	☆☆☆		
2-3-4	おおさか生物多様性パートナー協定の推進	生物多様性保全活動に取り組む企業を支援することで、企業価値の向上及び生物多様性保全の普及を図ること。	生物多様性保全活動に取り組む企業を府及び大学・試験研究機関等が連携して支援するとともに、府が当該企業のPRや推奨を行いました。これにより、企業の自主的な生物多様性保全活動を促し、企業価値の向上を図るとともに、生物多様性保全の重要性、必要性の普及を推進しました。	-	H27	協定締結件数 2件	新規協定締結件数 1件	☆☆☆	大阪府立大学や環境農林総合研究所と連携し、情報収集や制度の周知を行い、府内企業の生物多様性保全の取組みを促進して協定締結は5社になりました。	
					H26	新規協定締結件数 2件	新規協定締結件数 1件	☆☆☆		
2-3-5	多奈川ピオトープ保全活動の推進	関西国際空港二期工事土砂採取跡地において整備されている岬町多奈川多目的公園内において、自然再生(ミティゲーション)のため整備したピオトープで、府民や企業等との協働による自然環境保全活動を支援すること。	多奈川多目的公園(いきいきパークみさき)内のピオトープにおいて、生物多様性の重要性に関心を持つ機会を、府民・企業等に提供するため、ハイキング等の自然体験イベントや自然環境保全活動を実施しました。	268	H27	・ハイキングイベント1回 自然観察イベント5回 ・イベント及び自然環境保全活動参加者数 300人	・ハイキングイベント1回(雨天決行) ・自然観察イベント4回 参加者数336人(雨天により1回中止)	☆☆☆	多奈川ピオトープを活用し、府民や企業に生物多様性保全について、知っていただく機会を提供できました。	
					H26	・ハイキングイベント1回 自然観察イベント6回 ・イベント及び自然環境保全活動参加者数 300人	・ハイキングイベント1回 自然観察イベント6回 ・イベント及び自然環境保全活動参加者数 347人 ・府民対象の自然観察イベントの実施に伴い、観察路等の改良を行い、イベント参加者の安全確保を実施。	☆☆☆		
2-3-6	森林資源モニタリング調査(ナラ枯れ被害地調査)	府内におけるナラ枯れ被害地について、被害の拡大状況・収束状況の把握により、今後の効果的な駆除対策に活用すること。	カシノナガキクイムシ(カシナガ)によるナラ枯れ被害は、北摂地域で2009年度に確認されて以降年々被害地域が南に拡大し、2014年度には柏原市域に及んでいます。カシナガは、コナラ等のブナ科樹木に寄生するキクイムシ(甲虫)で、成虫が運ぶカビの一種が樹体内で繁殖すると、樹木が防御物質を生産しその物質が導管を塞ぐため、夏に水切れをおこして樹木が枯死します。 府内のナラ枯れ被害地域では、被害木の伐倒くん蒸処理等の防除対策を、国庫補助事業等を活用しながら講じていますが、未だ収束には至っていません。 そのため、被害地域の拡大状況と収束状況を把握するとともに、今後の駆除対策を、より効果的に実施するため、広域的なモニタリング調査を実施しました。	860	H27	新たな被害発生状況及び被害跡地の植生回復をモニタリングします。	・ナラ枯れ被害地において、被害発生の経年変化の状況を調査するとともに、被害木の落枝や倒木状況等を調査しました。 ・その結果、新たな穿孔被害は1本のみで、調査区内での新たな枯損木の発生はありませんでした。 ・また、枯損後2から3年のうちに大枝が落下し、5年後には幹が折れたり倒伏する傾向にあることから、枯損木は2年以内に伐倒することが望ましいことを確認しました。 ・さらに、文献調査・聞き取り調査を中心に被害木の回復手法や防除事業の効果的実施について、とりまとめました。	☆☆☆	取組指標については想定どおりの経年変化に関する知見を得ることができました。	
					H26	激害地を中心に、被害発生状況及び被害跡地の植生回復をモニタリングします。	ナラ枯れ被害地において、被害発生の経年変化の状況を調査するとともに、被害木の落枝や倒木状況、表土の浸食状況等を調査しました。その結果、穿孔被害は継続していますが、調査区内での新たな枯損木の発生はなく、表土の流亡等の影響も認められませんでした。枯損後1年以上の枯損木と穿孔被害を受けたものの生存している被害木の一部に、落枝が見られました。	☆☆☆		

No.	施策事業名称	目的	内容	決算額(千円)	2015年度(H27年度)の取組 ※下段は2014年度(H26年度)の取組				自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性
					年度	取組指標	実績(取組指標に対する結果)	進捗		
2-3-7	日本万国博覧会記念公園事業(市民参画型事業)	万博記念公園の緑の保全と活用、花景観の創出、野生生物の生息調査などをNPO団体と協働して市民参画により実施し、生物多様性の社会への浸透を図ること。	・園内花壇管理(計6,069㎡) ・森づくり・足湯運営(約15,300㎡) ・竹林の保全・資源活用(約18,100㎡) ・田畑・果樹園管理(約3,000㎡) ・水質調査、野生生物生息調査 ・温室効果ガス削減活動等 ・これらの作業の市民参画・生物多様性に関するイベントの開催	55,103	H27	上記作業・調査・イベント等について、平成25年度の活動実績と同程度の実績を上げること。 【参考】2013(平成25)年度活動実績(旧(独)日本万国博覧会記念機構により実施) ・園内花壇管理 4,993人(参加のべ人数) ・森づくり・足湯運営 27,128人(参加のべ人数) ・竹林・田畑等の保全・管理 7,082人(参加のべ人数) ・水質調査、野生生物生息調査 3,948人(参加のべ人数) ・温室効果ガス削減活動等 4,463人(参加のべ人数)	☆☆☆	事業内容の見直しを行い、人数の集計方法を変更したため、前年度に比べて人数は減っていますが、ほぼ同じ内容を実施しました。	引き続き、NPO団体や市民との協働を進めます。	
					H26					
2-3-8	農空間保全地域制度の推進	農空間の公益的機能を発揮させるため、遊休農地の解消等、府民の幅広い参加で農空間を守り育てる取組みをすすめること。	「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」に基づき指定した「農空間保全地域」において、農家・地域住民による道普請を実施するなど営農環境を整備することで農地の遊休化を未然に防止するとともに、自己耕作や農地貸借等の解消手法により遊休農地等の利用の促進を図りました。	123,673	H27	遊休農地等の保全・活用 80ha	遊休農地等対策 117.9ha	☆☆☆☆	自己耕作の再開や農地の貸し借りの推進により遊休農地の解消や遊休化の未然防止が進みました。	引き続き自己耕作の再開や農地の貸し借り等による遊休農地の解消や遊休化の未然防止に努めます。
					H26	遊休農地等対策 80ha	遊休農地等対策 96.6ha	☆☆☆☆		
2-3-9	共生の森づくり活動の推進	堺第7-3区産業廃棄物最終処分場において、自然再生のシンボルとなる共生の森を整備し、多様な主体との協働による森づくり活動を支援すること。	自然の少ない大阪ベイエリアにおいて、野鳥や小動物の生息する草地や水辺等に森林が介在する大規模な“みどりの拠点”を創出するために、堺第7-3区産業廃棄物処分場の一部「共生の森(約100ha)」において、府民、NPO、企業等多様な主体との連携による植栽、草刈、間伐等の森づくり活動と、自然観察等の自然環境学習を実施しました。	6,321	H27	・共生の森づくり活動への参加人数 約1,200人 ・多様な自然環境の創出面積 約1ha	参加人数:1,618人/年 多様な自然環境の創出:1ha	☆☆☆	参加人数、創出した自然環境の面積とも、想定どおりであり、多様な主体との協働による森づくりを促進できました。	より多くの府民、NPO、企業等が本事業を通じ、豊かな自然環境の形成に携わることができるよう、森づくり活動や共生の森でのモニタリング及び自然環境学習などの実施について、引き続き支援に努めます。
					H26	・共生の森づくり活動への参加人数 約1,200人 ・多様な自然環境の創出面積 約1ha	参加人数:2,006人/年 多様な自然環境の創出:1ha	☆☆☆		
II-4 健康で安心して暮らせる社会の構築(1) ~良好な大気環境を確保するために~										
2-4-1-1	大気汚染防止の事業所規制	大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき事業所に対して大気汚染物質の排出規制を行い、大気環境基準を達成すること。	法・条例に基づく特定施設・届出施設等の設置は事前に届出させ、ばい煙(NOx、SOx、ばいじん等)、揮発性有機化合物、一般粉じん、ダイオキシン類等が排出基準、設備構造基準に適合しているかを審査し、必要に応じ指導を行いました。 事業所に対する立入検査は、法・条例による規制の実効性を確認するため、届出された施設、処理施設、使用燃料等の検査を行なうとともに、事業者の自主測定結果や点検結果等を報告させることにより適正な指導を行いました。 また、規制基準の適合状況を確認するため、排ガスや燃料等の行政測定を実施しました。	1,664	H27	・法、条例対象施設に対して、規制基準に適合しているか確認するとともに、違反している場合は速やかに改善するよう指導の徹底 ・大阪府所管対象約1,300事業所のうち、700事業所に立入検査を実施。さらに、総量規制対象工場、ダイオキシン対象工場等に複数回の立入検査を行う。 【参考】2013年度の立入検査 846事業所	・対象事業所(約1,300事業所)にのべ961回の立入検査を実施 ・大規模排出事業所NOx測定 2事業所 ・使用燃料等測定 10事業所 ・ダイオキシン類排出濃度測定 2事業所	☆☆☆	立入検査の実施数においては、2014(H26)年度は取組指標の1400事業所を達成できませんでしたが、2015(H27)年度は当初の想定どおり、700事業所への立入検査を実施し、規制基準の遵守指導を行いました。	大阪府所管の700事業所に年1回以上の立入検査を実施することで、引き続き排出基準等の遵守の徹底を図ります。
					H26	・法、条例対象施設に対して、規制基準に適合しているか確認するとともに、違反している場合は速やかに改善するよう指導の徹底 ・大阪府所管対象およそ1,400事業所に年1回以上の立入検査を実施 【参考】2012年度の立入検査 1,007件	・対象事業所(約1,400事業所)にのべ964回の立入検査を実施 ・大規模排出事業所NOx測定 1事業所 ・使用燃料等測定 13事業所 ・ダイオキシン類排出濃度測定 3事業所	☆☆		

No.	施策事業名称	目的	内容	決算額(千円)	2015年度(H27年度)の取組 ※下段は2014年度(H26年度)の取組				自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性
					年度	取組指標	実績(取組指標に対する結果)	進捗		
2-4-1-2	自動車NOx・PM総量削減計画の推進(計画の進行管理)	窒素酸化物(NOx)及び粒子状物質(PM)の削減のため、2013(平成25)年6月に策定した自動車NOx・PM総量削減計画[第3次]に基づき、関係機関が各種自動車環境対策を連携・協力して推進するとともに、府が適切に計画の進行管理を行い、2015(平成27)年度までに二酸化窒素(NO2)及び浮遊粒子状物質(SPM)に係る大気環境基準をすべての監視測定局において継続的・安定的な達成を図ること。	関係機関(関係市町、道路管理者等)と連携し、流入車規制の推進、エコカーの普及促進、エコドライブの推進、するつと交差点対策(右折レーン設置等の渋滞対策)等の交通流対策等の諸施策を総合的に推進しました。あわせて、道路交通センサや自動車輸送統計調査などを基に、自動車からのNOx・PMの排出量を推計するとともに、自動車環境対策の進捗状況等を検証しました。	8,433	H27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NO2、SPMに係る大気環境基準の全局達成</li> <li>・NOx・PMの排出量の把握</li> <li>・自動車環境対策の進捗状況等の検証</li> </ul> 【参考】対策地域からのNOx・PM排出量 NOx: 14,000トン、PM: 680トン(2013年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NO2に係る大気環境基準を全監視測定局で達成。SPMに係る大気環境基準は一般局(67局)は全局で達成、自排局(34局)は33局で達成。(2015年度)</li> <li>・対策地域におけるNOx・PM排出量の把握 NOx: 13,170トン、PM: 640トン(2014年度)</li> </ul> ※2015年度実績は2016年12月確定予定	☆☆ (一部、2014年度のデータで評価)	関係機関の相互の連携・協力のもと、各種自動車環境対策を着実に実施し、2014年度はNOx・PMの排出量はともに計画どおりに削減していましたが、2015年度はSPMが1局で大気環境基準を達成しませんでした。	2020年度目標の達成に向け、引き続き関係機関の相互の連携・協力のもと、各種自動車環境対策を推進します。
					H26	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NO2、SPMに係る環境基準の全局達成</li> <li>・2013年度のNOx・PMの排出量の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NO2、SPMに係る大気環境基準を全監視測定局で達成。</li> <li>・対策地域におけるNOx・PM排出量の把握 NOx: 14,000トン、PM: 680トン(2013年度)</li> </ul>	☆☆☆ (一部、2013年度のデータで評価)		
2-4-1-3	流入車対策の推進	府内の対策地域内への非適合車の流入を規制することにより、NOx・PMの排出量を削減し、大気環境基準の継続的・安定的な達成を図ること。	NO2・SPMに係る環境基準の継続的・安定的な達成を図るため、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、府内37市町の対策地域を発着地として運行を行う者は、自動車NOx・PM法で定める排ガス基準を満たすトラック・バス等の車種規制適合車等を使用しなければならないとする流入車規制を推進します。新規登録自動車等を対象に適合車等への表示が必要なステッカーを交付するとともに、規制の実効性を確保するため、立入検査・指導を実施しました。車種規制適合車等の使用義務に違反する事業者等に対し指導を行いました。	29,363	H27	立入検査での検査台数5,000台(バス駐車場、卸売市場、トラックターミナル、建設工事現場等で実施) 【参考】ステッカー125万枚交付(2014年10月末現在の累計)、立入検査台数:5,660台(2014年4月～11月) 命令・公表:34件(2014年11月末現在)	ステッカー交付枚数 81,282枚(累計1,369,668枚) 立入検査:146回、7,889台を検査(累計597回、約42,400台) 命令・公表:0件 他府県などから流入する非適合車の割合が大幅に減少(条例制定前の2007年度:17%→2014年度:0.8%) ＜参考＞命令・公表34件(2015年度末累計)	☆☆☆☆	運送事業者や荷主等の協力により規制の効果が発現していると考えられます。また、立入検査の結果に基づき非適合車の利用者等に対し指導を行い、計画通り対策を推進しました。	今後とも、事業者等への立入検査・指導等の充実に努めるとともに、引き続き、警察とも連携しながら毅然とした対応を行います。また、非適合車の流入車の割合が大幅に低下し環境負荷が低減されてきたことから、効果的かつ効率的な流入車規制の手法を検討する。
					H26	立入検査での検査台数5,000台(バス駐車場、卸売市場、トラックターミナル、建設工事現場等で実施) 【参考】立入検査台数:6,264台(2013年度末) 使用命令及びその公表30件(2013年度末累計)	ステッカー交付枚数:86,681枚(累計1,288,386枚) 立入検査:101回、6,718 7,889台を検査(累計451回、約34,500台) 命令・公表:4件 他府県などから流入する非適合車の割合が大幅に減少(条例制定前の2007年度:17%→2014年度:0.8%) ＜参考＞命令・公表34件(2014年度末累計)	☆☆☆☆		
2-4-1-4	光化学オキシダント・VOC対策の推進	府民の健康を守るため、光化学スモッグの原因物質の一つであるVOC(揮発性有機化合物)の排出量を削減すること。	光化学スモッグの原因物質の一つであるVOCの排出量の法・条例による排出規制を着実に実施するとともに、化学物質管理制度に基づく自主的取り組み等を促進することにより削減しました。また、光化学スモッグ発令時に被害の未然防止のため府民への周知を行い、緊急時対象工場へNOxやVOCの削減要請を行いました。	360	H27	VOCの排出抑制 【参考】VOC届出排出量 10,900t/年(2010年度) 10,300t/年(2011年度) 10,000t/年(2012年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・VOC排出量削減のための法・条例による規制・指導</li> <li>VOC届出排出量 2014年度 10,500トン/年</li> <li>・光化学スモッグ発令時の緊急時対象工場へのNOx削減要請</li> </ul> 2015年度 のべ2,216回	☆☆☆	工場・事業場に対し、排出量の把握や緊急時削減計画等を通じて、排出抑制を行うことができませんでした。	引き続き、光化学スモッグ発令時に被害未然防止のため府民への周知を行い、緊急時対象工場へのNOxやVOCの削減要請を行います。
					H26	VOCの排出抑制 ＜参考＞VOC届出排出量 10,400/年(2011年度) 10,000t/年(2012年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・VOC排出量削減のための法・条例による規制・指導</li> <li>VOC届出排出量 2013年度 10.2千トン</li> <li>・光化学スモッグ発令時の緊急時対象工場へのNOx削減要請</li> </ul> 2014年度 のべ673回	☆☆☆ (一部、2013年度のデータで評価)		

No.	施策事業名称	目的	内容	決算額(千円)	2015年度(H27年度)の取組 ※下段は2014年度(H26年度)の取組				自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性
					年度	取組指標	実績(取組指標に対する結果)	進捗		
2-4-1-5	微小粒子状物質(PM2.5)の現状把握と対策の検討	PM2.5について効果的な対策を行うため、監視測定の整備を着実に進め、監視結果を府民に分かりやすく提供するとともに、府民の安全・安心を確保するため、PM2.5の情報や注意喚起を的確に発信すること。また、PM2.5の成分分析結果等を用いた解析を行い、発生源寄与割合の推計等についての知見を集積すること。	新たに府管理の測定局1箇所へ自動測定機を設置し、府管理局を計26局とするなど、府内における自動測定機による連続測定を着実に進め、結果をホームページで分かりやすく提供するとともに、季節ごとに成分分析を行うことにより、府内におけるPM2.5の構成成分の実態及び季節変化を把握しました。また、PM2.5濃度が高くなると予測される場合、注意喚起の情報を防災情報メール等により速やかに発信する体制を整備・運用しました。さらに、粒子状物質全体の削減対策を着実に進めつつ、測定結果や発生源対策に係る国の調査・検討状況を踏まえ、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所と連携して、PM2.5の各発生源からの寄与の解析や東アジア規模の広域移流の状況、PM2.5の中でも健康影響が特に懸念されているPM0.1などのナノ粒子の実態について調査研究を行いました。	19,680	H27	環境大気中の微小粒子状物質の状況把握(府管理 一般局:20局、自排局:6局、うち成分分析地点:3地点)	・環境濃度の把握に向けた測定体制の整備 自動測定機による連続測定(府管理26局、うち一般局20局、自排局6局) ・PM2.5の一層質の高い測定データの把握・蓄積を図り、国の指針に基づく注意喚起を的確に実施するため、自動測定機を一般局1局で増設。(国設大阪局は、国が認定機器に更新) ・環境大気中の微小粒子状物質の状況把握(成分分析)府内3地点(年4回測定)	☆☆☆☆	府管理26局で年間通じて自動測定機による連続測定を行うとともに、府内3地点で成分分析を行いました。また、PM2.5の情報を分かりやすく発信するとともに、国の指針に基づき、注意喚起を行う体制を整備・運用しました。	引き続き、PM2.5の常時監視を着実に進めながら、濃度が高くなると予測される場合、注意喚起を的確に実施し、より幅広く府民に周知します。また、濃度の低減を図るため、粒子状物質全体の排出抑制を着実に進めます。
H26	環境大気中の微小粒子状物質の状況把握(府管理24局 一般局:18局、自排局:6局、うち成分分析地点:3地点)	・環境濃度の把握に向けた測定体制の整備 自動測定機による連続測定(府管理24局、うち一般局18局、自排局6局) ・PM2.5の一層質の高い測定データの把握・蓄積を図り、国の指針に基づく注意喚起を的確に実施するため、自動測定機を一般局5局で増設。 ・環境大気中の微小粒子状物質の状況把握(成分分析)府内3地点(年4回測定) ・黄砂に関する気象情報が2014年5月30日及び31日に発表されたため、府民に対して、今後、PM2.5の濃度が高くなる可能性があること、行動の目安について、お知らせを行った。	☆☆☆☆							
2-4-1-6	府有施設吹付アスベスト対策事業	府有施設において使用されているアスベストによる健康被害を防ぐこと。	アスベストによる健康被害を防ぐため、府有施設において使用されている吹付けアスベストの除去対策工事を実施するとともに、空気環境測定等の定期点検を実施しました。	387,638	H27	・アスベスト除去対策工事を7施設にて実施 ・空気環境測定を381箇所実施	・アスベスト除去対策工事(設計含む)を6施設にて実施(1施設はアスベスト未含有のため工事実施せず) ・空気環境測定を313箇所実施	☆☆☆	アスベスト除去対策工事(設計含む)を6施設にて実施し、空気環境測定は313箇所実施しました。	引き続きアスベスト除去工事及び空気環境測定を行っていきます。
H26	・アスベスト除去対策工事を4施設にて実施 ・空気環境測定を404箇所実施	・アスベスト除去対策工事を5施設にて実施 ・空気環境測定を398箇所実施	☆☆☆☆							
2-4-1-7	アスベスト飛散防止対策等の推進及び石綿健康被害救済促進事業	府民の健康を守るため、大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく立入検査、石綿濃度測定等を行い、建築物等の解体・改造・補修に係るアスベスト飛散防止の徹底を図ること。アスベストが原因で中皮腫や肺がん等の疾病に罹患した被害者の救済のための基金への拠出を行うこと。	アスベストの飛散防止対策を強化するため、建設リサイクル法の届出情報を活用し、事前調査の内容確認や届出対象規模未満の解体現場等への立入検査を実施しました。また、解体現場等でアスベストの敷地境界濃度を迅速に把握するため簡易測定を行いアスベスト飛散防止の徹底を図りました。特に6月と12月を「アスベスト飛散防止推進月間」と位置づけ、解体現場パトロールを実施するとともに、6月には、府民・事業者を対象とした飛散防止対策セミナーを実施しました。12月には石綿飛散防止の重要性を訴えるため、関係団体・市町村と大阪府「みんなで防止!!石綿飛散」推進会議を開催し、徹底した周知を行う等、重点的な取組みを行いました。アスベスト健康被害者の救済のため、2006年2月に制定された「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき、(独)環境再生保全機構に創設された石綿健康被害救済基金に対し、国・他都道府県・事業者とともに拠出しました。	48,133	H27	・届出対象解体現場等への全数立入検査 ・条例届出対象規模未満の工場・倉庫等の解体現場等へ立入検査 ・測定義務があり、かつ実作業7日以上の工事における公定法による測定 ・小規模の工事における迅速な測定 ・法、条例改正に伴うセミナー等の開催 【参考】届出140件、立入検査等566件(2013年度) ・救済制度の円滑な運用 【参考】救済基金への拠出4,700万円(2013年度)	・届出対象解体現場立入件数 224件(届出99件) ・条例届出対象規模未満の工場・倉庫等の解体現場等への立入検査件数 363件 ・迅速測定件数 26件 ・石綿健康被害救済基金に47,000千円を拠出 ・6月に「大阪府石綿飛散防止対策セミナー」、12月に『大阪府「みんなで防止!!石綿飛散」推進会議』を開催。	☆☆☆	届出対象解体現場等のほか、条例届出対象規模未満の解体現場等へも建設リサイクル法の届出情報を利用して立入検査を計587件実施しました。また、建築物解体時の石綿飛散防止のための行動宣言(STOPアスベスト キックオフ宣言)の連名団体(当初の13団体から24団体に増加)とともに、府民に適正な石綿飛散防止対策について周知しました。	引き続き、解体現場等への立入検査を実施するとともに、STOPアスベスト キックオフ宣言の連名者の増加を図り、適正な石綿飛散防止対策の周知に努めます。
H26	・届出対象解体現場等へ全数立入検査 ・条例届出対象規模未満の工場・倉庫等の解体現場等へ立入検査 ・短期間の工事における迅速な測定 ・アスベスト健康被害者の救済のための石綿健康被害救済基金に対して拠出 ・法、条例改正に伴うセミナー等の開催 【参考】届出105件 立入検査等402件(2012年度)	・届出対象解体現場立入件数 129件(届出108件) ・条例届出対象規模未満の工場・倉庫等の解体現場等への立入検査件数 483件 ・迅速測定件数 18件 ・石綿健康被害救済基金に47,000千円を拠出 ・5月に法、条例改正に伴う説明会を府内7箇所で開催、6月に「みんなで防止!!石綿飛散 キックオフ会議」、12月に『大阪府「みんなで防止!!石綿飛散」推進会議』を開催。	☆☆☆☆							

No.	施策事業名称	目的	内容	決算額(千円)	2015年度(H27年度)の取組 ※下段は2014年度(H26年度)の取組				自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性
					年度	取組指標	実績(取組指標に対する結果)	進捗		
Ⅱ-4 健康で安心して暮らせる社会の構築(2) ~良好な水環境を確保するために~										
2-4-2-1	水質汚濁防止の事業所規制	河川や大阪湾における良好な水環境の確保と有害物質による地下水汚染の防止を図ること。	水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、ダイオキシン類対策特別措置法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、事業所に対して、水質汚濁物質等の排出規制及び有害物質の地下浸透規制を行いました。 法・条例の規制対象となる事業所からの施設の設定・変更の届出について、BOD(水質汚濁の代表的な指標)、有害物質の排水基準や施設等の構造基準に適合するよう審査・指導を行いました。 また、規制の実効性を確保するため、届出施設等について立入・採水検査を実施し、排水基準や施設等の構造基準の遵守指導を行いました。	5,484	H27	・排水基準が適用される事業所全てに、立入・採水を実施 ・総量規制基準が適用される事業所のうち排水量が多い15事業所に、24時間採水検査を実施 ・施設等の構造基準が適用される事業所全てに、立入検査を実施 【参考】工場・事業所立入件数:963件、試料採取・分析件数:360件(2014年度) うち58件について改善を指導	・排水基準が適用される事業場や構造基準が適用される事業場等に対して、採水または立入検査をのべ805回実施(試料採取・分析件数:321件)  ・総量規制で連続測定が義務づけられる事業場(32事業場)のうち15事業場(のべ15箇所)で、総量採水検査を実施	☆☆☆	当初の想定どおり、事業場への立入・採水検査を実施し、排水基準の遵守指導を行いました。	引き続き事業場への立入・採水検査を実施し、排水基準の遵守指導に取り組みます。
					H26	・排水基準が適用される事業所全てに、立入・採水を実施 ・総量規制基準が適用される事業所のうち排水量が多い18事業所に、24時間採水検査を実施 ・施設等の構造基準が適用される事業所全てに、立入検査を実施 【参考】工場・事業所立入件数:864件、試料採取・分析件数:358件(2013年度) うち51件について改善を指導	・排水基準が適用される事業場や構造基準が適用される事業場等に対して、採水または立入検査をのべ963回実施(試料採取・分析件数:360件)  ・総量規制で連続測定が義務づけられる事業場(33事業場)のうち17事業場(18箇所)で、総量採水検査を実施	☆☆☆		
2-4-2-2	総量削減計画の進行管理	府内から発生し大阪湾に流入する化学的酸素要求量(COD)、窒素(T-N)、りん(T-P)の量を削減し、閉鎖性水域である大阪湾の水質改善を図ること。	2014年度を目標年度とするCOD、T-N、T-Pに係る第7次総量削減計画の目標達成状況を把握するため、関係機関等から入手した各種データを整理し、発生負荷量を把握しました。 また、総量規制基準を設定する際に必要となる規制対象事業場の工程排水の実態等についての調査や関係情報の収集・整理を行いました。	1,706	H27	2014年度の発生負荷量を把握する。 【参考】COD、T-N、T-Pの発生負荷量 2012年度 COD 62t/日、T-N 59t/日、T-P 3.7t/日	2014年度のCOD、T-N、T-Pの発生負荷量を把握し、発生負荷量削減の進捗管理を実施 (2014年度) COD 57t/日、T-N 58t/日、T-P 3.4t/日	☆☆☆	大阪湾に流入する負荷量が削減されたことを把握できました。	引き続き、負荷量の削減に向けた取組を進めるとともに、負荷量の把握を行います。
					H26	2013年度の発生負荷量を把握する。 【参考】COD、T-N、T-Pの発生負荷量 2012年度 COD62t/日 T-N 59t/日、T-P 3.7t/日	2013年度のCOD、T-N、T-Pの発生負荷量を把握し、発生負荷量削減の進捗管理を実施 (2013年度) COD 60t/日、T-N 59t/日、T-P 3.6t/日	☆☆☆ (2013年度のデータで評価)		
2-4-2-3	生活排水対策事業	河川等の良好な水環境を確保するため、生活排水の負荷量の削減を図ること。	河川等の汚濁の原因の8割を占める生活排水の負荷量を削減するため、「市町村生活排水処理計画」の見直し等の際に市町村に対し技術的支援を行い、市町村における下水道や合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の効率的・効果的な整備を促進しました。 また、「大阪府生活排水対策推進月間」(2月)を中心にイベントや街頭啓発を通じて、家庭でできる生活排水対策の実践の浸透を図りました。	227	H27	・生活排水処理率の向上 ・「市町村生活排水処理計画」の見直し等に係る市町村ヒアリング 5回 ・イベントへの出展や街頭啓発の実施 7回 【参考】生活排水処理率94.6%(2013年度末)	・生活排水適正処理率が2014年度末で95.0%と前年度より0.4ポイント上昇(2015年度集計中) ・「市町村生活排水処理計画」の見直し等に係る市町村ヒアリング 5回 ・イベントへの出展や街頭啓発の実施回数 16回	☆☆☆ (一部、2014年度のデータで評価)	生活排水適正処理率が向上し、イベントへの出展や街頭啓発の実施回数は目標を達成できました。	生活排水の100%適正処理を目指し、市町村による一層の生活排水処理施設の整備促進に向けた技術的支援を引き続き行うことが重要です。
					H26	・生活排水処理率の向上 ・イベントへの出展や街頭啓発の実施 7回 【参考】生活排水処理率94.1%(2012年度末)	・生活排水適正処理率が2013年度末で94.6%と前年度より0.5ポイント上昇(2014年度集計中)  ・イベントへの出展や街頭啓発の実施回数 13回	☆☆☆ (一部、2013年度のデータで評価)		
2-4-2-4	浄化槽整備事業の推進	生活排水対策やトイレの水洗化による生活環境の改善のために、合併処理浄化槽の整備を推進すること。	個人が浄化槽を設置する際の費用の一部を助成する「浄化槽設置整備事業(個人設置型)」及び市町村が主体となって各戸に浄化槽を整備し、住民から使用料を徴収して管理運営する「浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型)」を実施する市町村に対して、引き続き府費補助金を交付するなど、より一層の浄化槽整備を図りました。	11,742	H27	・浄化槽設置整備事業(個人設置型) 11市町村 ・浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型) 5市	個人設置型浄化槽 72基設置(11市町村にて実施) 市町村設置型浄化槽 73基設置(5市にて実施)	☆☆☆	浄化槽が設置されたことにより、河川等の水質の改善に寄与したと考えられます。	引き続き府費補助金を交付するなど、より一層の浄化槽整備を図ります。
					H26	・浄化槽設置整備事業(個人設置型) 11市町村 ・浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型) 5市	個人設置型浄化槽 57基設置(11市町村にて実施) 市町村設置型浄化槽 85基設置(5市にて実施)	☆☆☆		

No.	施策事業名称	目的	内容	決算額(千円)	2015年度(H27年度)の取組 ※下段は2014年度(H26年度)の取組				自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性
					年度	取組指標	実績(取組指標に対する結果)	進捗		
2-4-2-5	大阪湾の再生に係る関係機関との連携	大阪湾流域の自治体等の関係機関と連携し、大阪湾の水質改善・汚濁防止を図ることにより大阪湾の再生を目指すこと。	大阪湾沿岸23自治体で構成する「大阪湾環境保全協議会」において、大阪湾の環境保全を啓発しました。また、府は、大阪湾再生推進会議(事務局:近畿地方整備局、国・府県・市等で構成)が策定した「大阪湾再生行動計画」に基づき、総量規制や生活排水対策、水質一斉調査などを実施し、関係機関と連携しながら大阪湾の水質改善を推進しました。さらに、変更された国の「瀬戸内海環境保全基本計画」と大阪湾の状況を踏まえ、「瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画」を変更することとし、府計画のあり方について環境審議会に諮問しました。 [大阪湾再生行動計画の主な施策] ○陸域負荷削減(総量規制、生活排水対策) ○海域環境改善(藻場造成、くぼ地修復) ○モニタリング(水質常時監視、大阪湾水質一斉調査、生き物一斉調査)	1,480	H27	・モニタリングによる大阪湾の水質の状況把握 【参考】2014年度の水質一斉調査には36の機関が参加し、陸域も含めると525地点で調査を実施 ・大阪湾フォーラムの開催、フィッシングショー等のイベントへの出展 (ワークショップ「チリメンモンスターを探そう! ※」等) 【参考】2014年度のイベントへの出展回数 9回 ※「チリメンモンスターを探そう!」は、チリメンジャコに混ざっているカタクチ イワシ以外の様々な生き物を探し出し、生物の多様性を知ることを通じて、大阪湾の環境保全の重要性を学ぶワークショップです。	・常時監視及び大阪湾再生水質一斉調査による大阪湾の水質モニタリングの実施(常時監視22地点、一斉調査550地点) ・大阪湾フォーラムの開催、フィッシングショー等のイベントへの出展 12回	☆☆☆	大阪湾の水質の状況について把握できました。イベントの開催・出展により大阪湾の環境保全について啓発できました。	引き続き、大阪湾の水質状況の把握に努め、環境保全啓発に取り組みます。
H26	・モニタリングによる大阪湾の水質の状況把握 ・大阪湾フォーラムの開催、フィッシングショー等のイベントへの出展 (ワークショップ「チリメンモンスターを探そう! (※)」等で7回予定) 【参考】2014年度のイベントへの出展回数 9回 ※「チリメンモンスターを探そう!」は、チリメンジャコに混ざっているカタクチ イワシ以外の仲間を探し出すワークショップです。	・常時監視及び大阪湾再生水質一斉調査による大阪湾の水質モニタリングの実施(常時監視22地点、一斉調査55地点) ・大阪湾フォーラムの開催、フィッシングショー等のイベントへの出展 9回	☆☆☆							
2-4-2-6	魚庭(なにわ)の海づくり大会	大阪湾の漁業、環境への理解を深めてもらい、「美しく豊かな大阪湾を府民一人一人の手で取り戻す」ことを、幅広い地域住民にアピールすること。	水産業に関する啓発イベントを開催し府民に参加していただくことで、美しく豊かな大阪湾を目指します。また、大阪湾で漁獲された水産物を提供し、「大阪産(もん)」の美味しさを実感してもらい、地産地消を推進しました。	-	H27	来場者数を10,000人以上にすること	来場者数約10,000人	☆☆☆	計画通り実施できました。	来場者数を増やすため、引き続き様々な企画を行い、コンテンツを増やしていくとともに、環境意識の向上に資するよう企画等の充実に努めます。
H26	来場者数を10,000人以上にすること	来場者数約10,000人	☆☆☆							
2-4-2-7	広域型増殖場造成事業	藻場の造成と稚魚の餌の供給などを目的とした増殖場(藻場・餌料培養礁)を造成することにより、水産資源の維持増大と海域環境の回復を図ること。	造成済みの既存増殖場(泉佐野・岡田浦・樽井工区)で、海藻、魚介類、餌料生物等を調査して、増殖場の効果を把握しました。	930	H27	効果調査を年2回(6・9月調査)実施	既存増殖場の効果調査を年2回(2015.9及び2016.3)実施し、魚類の蛹集状況、海藻の生育及び餌生物となる小型生物の生息を確認した。	☆☆☆	計画どおり実施できました。	引き続き調査を行い、造成漁場の整備効果を把握します。(2016年度まで)
H26	餌料培養礁を設置し、1.0haの漁場整備を実施。効果調査を年4回(四季調査)実施	餌料培養礁44基を泉南市岡田浦・樽井地先に設置し、1.0haの漁場を整備を実施	☆☆☆							
2-4-2-8	大阪湾漁場環境整備事業	貧酸素水塊の発生及び栄養塩が滞留している北・中部海域に攪拌ブロック礁を設置し、底層から表層にかけて湧昇流や攪拌流を発生させ、海域環境の改善を行うとともに栄養塩を緩やかに南下させること。	岸和田市沖の一般海域に潮流攪拌機能を持つブロック礁を設置し、海水中への栄養塩の供給や底質への酸素の供給など、魚介類の生育環境の向上を図ります。また、2014(平成26)年度に設置した整備済み工区(岸和田市北部)で、栄養塩の巻き上げ、溶存酸素濃度の改善、底質の硫化物濃度の改善効果などを把握します。	43,748	H27	攪拌ブロック礁を岸和田市沖に設置し、1haの漁場環境整備を実施。	攪拌ブロック22基を岸和田市沖(岸和田北及び岸和田南漁場)に設置し、0.8haの漁場環境整備を実施	☆☆☆	ほぼ計画どおり実施できました。	引き続き調査を行い、造成漁場の整備効果を把握します。
H26	攪拌ブロックを岸和田市沖に設置し、2haの漁場環境整備を実施。	攪拌ブロック48基を岸和田市沖(岸和田北漁場)に設置し、2.0haの漁場環境整備を実施	☆☆☆							
2-4-2-9	海底耕耘事業	海底を耕耘することで底質を改善し、漁獲量を回復すること。	泥・ヘドロが堆積している海底を耕耘することにより、酸素を供給し、微生物による有機物の分解を促進して、海底環境の改善・回復を図ります。大阪府漁業協同組合連合会が主体となり、大阪府が調整しながら事業を行いました。	-	H27	年間作業船100隻実施	計4回実施して、概ね300ha以上の海底耕耘を実施(年間作業船数は120隻400名で実施した)	☆☆☆	計画どおり実施できました。	効果調査結果も参考にした事業海域を検討します。
H26	年間作業船120隻400名で実施	春と秋に2回実施して、概ね300ha以上の海底耕耘を実施(年間作業船数は120隻400名で実施した)	☆☆☆							

No.	施策事業名称	目的	内容	決算額(千円)	2015年度(H27年度)の取組 ※下段は2014年度(H26年度)の取組				自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性
					年度	取組指標	実績(取組指標に対する結果)	進捗		
2-4-2-10	流域下水道事業の推進	流域下水道の整備を進めることにより、公共用水域の水質改善を促進し、BODの環境保全目標の達成率の向上及び閉鎖性水域の富栄養化の軽減を図ること。	大阪湾や河川等の公共用水域の水質改善のため、流域下水道の幹線管渠、ポンプ場、水みらいセンター(下水処理場)の整備を推進しました。 また、水みらいセンターにおいては、富栄養化の原因である窒素・リン等を除去する高度な下水処理施設の整備を推進し、水みらいセンターとポンプ場においては、合流式下水道の改善を推進しました。	36,044,480	H27	下水道普及率の向上 【参考】下水道普及率95.3%(2013年度末現在) 施設整備内容 水処理(高度処理)整備 1箇所(18,250m <sup>3</sup> /日) 合流式の改善 3箇所	原田水みらいセンターの水処理施設(18,250m <sup>3</sup> /日)運転開始。 桑才ポンプ場、寺島ポンプ場、川俣ポンプ場 合流式の改善(沈砂池ドライ化)完成。 (参考) 下水道普及率95.8%(2015年度末現在)	☆☆☆	施設の運転開始等により、想定される成果に向け進捗が図られていると考えられます。	引き続き、下水道普及率の向上に取組みます。
H26	下水道普及率の向上 【参考】下水道普及率95.0%(2012年度末現在)	・泉北環境整備施設組合高石処理区を 南大阪湾岸流域下水道北部処理区へ 編入 ・寝屋川四條畷増補幹線供用開始(貯留量3,600m <sup>3</sup> ) ・枚方交野幹線全線供用開始(315.6ha) (参考) 下水道普及率95.6%(2014年度末現在)	☆☆☆							
II-4 健康で安心して暮らせる社会の構築(3) ~ 化学物質のリスク管理を推進するために ~										
2-4-3-1	環境リスクの高い化学物質の排出削減とリスクコミュニケーションの推進	化学物質に係る環境リスクを低減すること。	環境リスクの高い化学物質の排出削減を図るため、PRTR法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、化学物質の排出量等の届出の受理、データの集計・公表を行うとともに、事業者に対する指導・助言を行いました。 また、有害大気汚染物質モニタリング等の測定データを活用し、環境中への排出量データと環境濃度の経年的傾向及びその関連性等について比較検討を行いました。 事業者に対し、南海トラフ巨大地震等の大規模災害時の化学物質による環境リスクを把握し、その低減方策を検討・実施した管理計画書を、2014年度から3年間で、段階的に届出を求めており、説明会等を通じて、制度の周知を図るとともに、管理計画書の作成・届出に対する指導・助言を行い、事業者による化学物質の自主的 management の強化を図りました。 さらに、府域の事業者等を対象に、化学物質の排出抑制のための対策、リスクコミュニケーション、災害時に備えた対策等を促進するため、化学物質対策セミナーを開催しました。	226	H27	環境リスクの高い化学物質の排出を削減する。 【参考】PRTR法に基づく届出件数1,636件(2013年度) 条例に基づく届出件数1,364件(2013年度) 環境リスクの高い化学物質の排出量11,000トン(PRTR法対象物質4,481トンを含む) (2012年度実績) 化学物質対策セミナー 1回開催(483人参加)(2013年度) 化学物質管理計画書の作成・届出に係る指導・助言を行い、大規模災害に備えた事業者による化学物質の自主的 management の強化を促進(2014年度)	・排出量等の届出件数: PRTR法1,591件、条例1,346件 ・化学物質対策セミナー開催:1回(425人参加) ・環境リスクの高い化学物質の排出量11,700トン(PRTR法対象物質4,333トンを含む)(2014年度実績) ・大規模災害に備えた事業者による化学物質の自主的 management を促進 大規模災害に備えたリスク低減対策に関する管理計画書の届出件数:167件	☆☆☆ (一部、2014年度のデータで評価)	・PRTR法及び府条例の届出の受理、データの集計・公表を行うとともに、事業者に対し、指導・助言を行うことにより、化学物質の自主的 management を一層促進しました。また、化学物質対策セミナーを開催し、事業者による化学物質の排出削減や災害時に備えた対策や周知を行うことができました。 ・大規模災害に備えた環境リスク低減対策については、引き続き、説明会等を通じて、制度の周知を図るとともに、対象事業者に管理計画書を提出を求めるとともに、事業者による化学物質の自主的 management の強化を図ることができました。	・引き続き、環境リスクの高い化学物質の排出削減を図るため、PRTR法及び府条例に基づき、化学物質の排出量等の届出を受理し、データの集計・公表を行うとともに、事業者に対し指導・助言を行います。 ・大規模災害に備えた環境リスク低減対策については、引き続き、説明会等を通じて、制度の周知を図るとともに、個々の事業者に対して、管理計画書の作成・届出に対する指導・助言を行い、事業者による化学物質の自主的 management の強化を図っていきます。
H26	環境リスクの高い化学物質の排出を削減する。 【参考】PRTR法に基づく届出件数1,645件(2012年度実績) 条例に基づく届出件数1,374件(2012年度実績) 環境リスクの高い化学物質の排出量11,200トン(PRTR法対象物質4,497トンを含む)(2012年度実績) 化学物質対策セミナー 1回開催(2013年度)	・排出量等の届出件数: PRTR法1,614件、条例1,340件 ・化学物質対策セミナー開催:1回(449人参加) ・環境リスクの高い化学物質の排出量11,300トン(PRTR法対象物質4,362トンを含む)(2013年度実績) ・大規模災害に備えた事業者による化学物質の自主的 management を促進 大規模災害に備えたリスク低減対策に関する管理計画書の届出件数:162件	☆☆☆ (一部、2013年度のデータで評価)							
2-4-3-2	大阪エコ農業の推進	農業の環境への負荷軽減を進め、環境保全と生産性の調和が取れた農業経営面に留意した大阪エコ農業を推進すること。	近年、農業による環境負荷の軽減が課題であり、特に、化学合成された農薬及び肥料の使用量低減に取り組む生産者支援のため、農業の使用回数と化学肥料の使用量を慣行栽培の半分以下にして栽培した農産物を「大阪エコ農産物」として認証する制度を推進しました。 また、このような栽培によって環境に貢献する農業生産活動に対して交付金を直接支払うことで、環境に配慮した「大阪エコ農業」を推進しました。 さらに、「大阪エコ農業」の推進に必要な、病害虫の発生及び制御に関する研究等を行いました。 (環境に貢献する取組みの例) ・カバークロープの作付け(水稲を栽培する前の水田にレンゲを栽培し土を豊かにする) ・有機農業(生物農薬の使用等、化学合成農薬や化学肥料を全く使わない栽培を行う) ・飛ばないテントウムシや捕食性カブリダニ類などの天敵活用(農薬使用量の低減)	17,432	H27	大阪エコ農産物栽培面積 10ha増加 (H27年度目標 530ha) ※「おおさか農政アクションプラン」最終年度(H28年度)目標 540haにむけ、毎年10ha増加	認証面積: 533ha 認証件数: 4,491件	☆☆☆	大阪エコ農産物認証制度を推進し、昨年度以上の栽培面積を認証することができました。	引き続き環境負荷の軽減した技術の啓発に努めます。
H26	大阪エコ農産物栽培面積 10ha増加 (H26年度目標 520ha) ※「おおさか農政アクションプラン」最終年度(H28年度)目標 540haにむけ、毎年10ha増加	認証面積: 526ha 認証件数: 4,339件	☆☆☆							

No.	施策事業名称	目的	内容	決算額(千円)	2015年度(H27年度)の取組 ※下段は2014年度(H26年度)の取組				自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性
					年度	取組指標	実績(取組指標に対する結果)	進捗		
2-4-3-3	土壌・地下水汚染対策の推進	土壌汚染の早期発見、汚染土壌の適正な管理・処理による周辺住民の健康影響の防止、事業場における土壌汚染の未然防止及び地下水汚染対策を推進すること。	土壌汚染による府民の健康影響の防止を図るため、土壌汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、引き続き土地の所有者等が行う土壌汚染の状況調査や汚染の除去等の措置について指導を行いました。また、有害物質を使用している事業場における土壌汚染の未然防止のための対策や、地下水汚染対策が適切に実施されるよう指導を行いました。	432	H27	土壌汚染状況調査、汚染の除去等の措置、地下水汚染対策等の指導 【参考】形質変更届出件数:48件(2014年度) 調査結果報告件数(法・条例・自主):11件(2014年度)	土壌汚染に係る調査・対策が適切に行われるよう土地の所有者等に対し指導を行いました。また有害物質を使用している事業場に対して、土壌・地下水汚染の未然防止策について指導しました。 <参考> ・形質変更届出件数:48件 ・特定施設廃止件数(調査義務の指導):27件 ・調査結果報告件数:19件	☆☆☆	報告された調査・対策について指導し、事業を適切に推進しました。	今後も引き続き、法・条例に基づく土地所有者等への指導を適切に推進します。
					H26	土壌汚染状況調査、汚染の除去等の措置、地下水汚染対策等の指導 【参考】形質変更届出件数:55件(2013年度) 調査結果報告件数(法・条例・自主):14件(2013年度)	土壌汚染に係る調査・対策が適切に行われるよう土地の所有者等に対し指導を行いました。また有害物質を使用している事業場に対して、土壌・地下水汚染の未然防止策について指導しました。 <参考> ・形質変更届出件数:48件 ・特定施設廃止件数(調査義務の指導):15件 ・調査結果報告件数:11件	☆☆☆		
Ⅲ 魅力と活力ある快適な地域づくりの推進										
3-1	「みどりの風を感じる大都市・大阪」の推進	「みどりの風を感じる大都市・大阪」実現に向け、府民が実感できるみどりの軸線の拡大を図るとともに、ヒートアイランド現象の緩和や、官民一体となったみどりづくりの取組を推進すること。	府内に設定した路線延長約200kmの「みどりの風促進区域」において、 ①民間寄付等を活用し、企業・府民が主体となり連続した緑化による街並み形成を進める「企業・住民とつくるグリーンストリート支援事業」による沿線民有地の緑化促進 ②民有地の都市計画手法(容積率、建ぺい率の緩和等)等による緑化誘導 ③既存の河川道路緑化事業による公共緑化により、緑化を促進しました。	-	H27	みどりの風促進区域での緑化推進(樹木による緑化、大型プランター緑化等) 「グリーンストリート支援事業」4箇所実施	みどりの風促進区域内での緑化推進 ・民有地緑化実施箇所 2015年度 11地区において、57本の樹木植栽等を実施	☆☆	グリーンストリート支援事業により促進区域内において民有地緑化を実施しました。グリーンストリート支援事業のうち、まとまりや連続性のある緑化空間を創出する事業メニューについては、4件の実施を予定していたが1件しか実施できず、想定どおりの進捗になりませんでした。	引き続き、みどりの風促進区域の緑化推進に協力的な企業の支援も得ながら、事業の周知、PRIに努め、グリーンストリート支援事業により、波及効果や緑視効果の高い緑化拠点の整備を行い、地域住民・民間企業の緑化意欲のさらなる普及・拡大に努める。また、引き続き建築物の敷地内緑化促進制度を運用し、優れた取組みへの顕彰を実施する。
					H26	みどりの風促進区域での緑化推進(樹木による緑化、プランター緑化等)	みどりの風促進区域内での緑化推進 ・民有地緑化実施箇所 2014年度 29地区 約230本	☆☆		
3-2	まちの緑視率の公表	大阪のみどりの状況を府民にわかりやすく知らせるとともに、実感できるみどりを増やす行動へとつなげるため、「まちの緑視率」を調査公表する。	みどりの風促進区域内12路線上の地点等について、2013(平成25)年度に府が策定した「緑視率ガイドライン」により緑視率を調査します。毎年8月「みどりと風の月間」に合わせて調査を実施し、公表を行います。	-	H27	まちの緑視率調査、公表(府内94の定点を対象に調査を実施)	みどりの風促進区域やタワー・高層ビル等鳥瞰ポイントにおける緑視率調査 ・みどりの風促進区域:91地点 ・鳥瞰ポイント:10地点	☆☆☆☆	前年度より新たに6地点を追加(開始年度である2013年度からは37地点追加)し、緑視率調査を実施しました。	事業実施箇所やみどりづくりに変化があった地点を中心に引き続き調査に取り組む。
					H26	まちの緑視率調査、公表 【参考】2013年度末時点 64地点	みどりの風促進区域やタワー・高層ビル等鳥瞰ポイントにおける緑視率調査 ・みどりの風促進区域:85地点 ・鳥瞰ポイント:9地点	☆☆☆☆		
3-3	府内産木材の利用促進による森林環境の保全・再生	保育所や子育て施設等の床や壁といった内装の木質化を進めることで、子どもたちの健やかな成長を育むとともに、木材利用を促進し、木質化の効果をPRすること。	内装の木質化を実施し、その効果等を広くPRしていただける認可保育所(認定こども園を含む)に対して補助を行います。また、府の子育て施設の内装木質化をモデル的に行い、子育て関連施設の環境改善を図りました。子ども達の育成環境の向上を図り、森林の大切さや木材に対する理解を深めてもらうとともに、木材利用の拡大により森林の手入れが進むという流れが形成されることで、良好な環境の保全につながりました。	6,906	H27	一園一室木質化運動の推進 保育所6園 子育て相談施設の内装木質化 6件	保育所6園、子育て相談施設6施設の内装木質化	☆☆☆	保育所を6園、子育て相談施設を6施設木質化し、木質化運動を推進することができました。	保育所や幼稚園などの子育て施設の内装木質化を推進し、子どもの育成環境の向上、木材利用の拡大等に努めます。
					H26	一園一室木質化運動の推進 保育園3園	保育園3園の内装を木質化	☆☆☆		

No.	施策事業名称	目的	内容	決算額(千円)	2015年度(H27年度)の取組 ※下段は2014年度(H26年度)の取組				自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性
					年度	取組指標	実績(取組指標に対する結果)	進捗		
3-4	泉佐野丘陵緑地整備事業	緑豊かで良好な住環境を備えた都市を創造するため、多様な主体の参画による公園や緑地の保全・育成・創出を図ること。	「府民と育てる緑地づくり」を行うにあたり、大阪府が整備すべき最低限の基盤施設としての整備工事を行いました。	126,249	H27	園路整備・管理柵設置工事 等	開設区域の維持管理と残区域の整備工事を行いました。 ・水辺の広場周辺整備工事 ・向井池東園路整備工事	☆☆☆	開園に向けた施設整備、安全対策等の整備を行い、開園することが出来ました。	開設区域の維持・管理と残区域の開園に向けて、引き続き整備を行います。
					H26	園路整備・管理柵設置工事 等	開園に向けた施設工事及び追加開園に向けて工事を行いました。 ・パークセンター外構工事 ・安全対策施設等設置工事	☆☆☆		
3-5	生駒山系花屏風構想の推進	府民と協働で花木や紅葉の美しい樹木等を植えることにより、生駒山系を府民に愛される自然資源として整備し、府民の森林への関心を高め、また、放置森林への理解を深めること。	大阪の市街地から見渡せる生駒山系を花屏風に見立て、府民と協働で花木や紅葉の美しい郷土種の樹木等を植えることにより、府民に愛される自然資源として整備しました。	386	H27	目標植栽本数 500本	森林所有者等の協力により、2015年度において906本の植栽を実施し(ヤマザクラ、アジサイ、コブシ、モミジ等)、生駒山系の景観形成に努めることができました。 植樹や植栽木の維持管理は府民協働により実施しました。 <参考> 植樹済本数8,214本(2015年度末現在)	☆☆☆	サクラ類等の植樹により、生駒山系の景観形成に努めることができました。	引き続き生駒山系の景観形成に努めます。
					H26	目標植栽本数 500本	森林所有者等の協力により、2014年度において702本の植栽を実施し(ヤマザクラ、アジサイ、コブシ、モミジ等)、生駒山系の景観形成に努めることができました。 植樹や植栽木の維持管理は府民協働により実施しました。 <参考> 植樹済本数7,308本(2014年度末現在)	☆☆☆		
3-6	公立小学校の芝生化の推進	府民がみどりを実感できる緑化、府民活動による緑化を推進するため、校庭芝生が永続的に維持管理され、地域活性化につながるよう、芝生の維持管理を行う芝生化実行委員会に対し支援を行うこと。	芝生化実施校において、芝生の維持管理を担う地域団体に、必要な資材供給等を行いました。	2,085	H27	公立小学校芝生化事業で整備した182校の芝生化実行委員会への物的・人的支援。特に3年以内に整備した17校の実行委員会には重点的な支援を行う。	芝生化実施における維持管理支援 ・補植芝等の資材配布:4校250㎡ ・エアレーション実施:6校3,300㎡	☆☆☆	芝生づくりを通じて、都市部における緑化空間の確保、子どもの環境教育機会の提供が図られるとともに、地域団体の参画が促進され、地域活動センターの設置など他の地域づくりのきっかけとなりました。	2015(平成27)年度で維持管理の支援は終了。 各学校の芝生の整備・維持管理を行う実行委員会の自立化に向け、引き続き、サポートに取り組む
					H26	「おおさか芝生教室」を35回開催	・「おおさか芝生教室」は31回開催	☆☆☆		
3-7	オアシス構想の推進	ため池・水路を核とした水辺環境の保全・創造と地域づくりを推進すること。	オアシス構想の新たな取組方向の将来像である「大阪の農業・農空間を守り、育てるオアシス」をめざすため、府民とともに、ため池・水路をはじめとする農空間を保全・活用する地域づくりに取り組みました。 地域のコミュニティ(水利組合、自治会、ボランティア等)とともに、府民の自主的な参画のもとで環境保全活動を行うなど、地域に親しまれるため池・水路環境づくりを進めました。	-	H27	地域との協働による水辺の清掃活動や、水生生物の観察会等の環境学習活動の支援	・府民参加による農空間の資源の保全・活用と、地域力の向上 ・府内3地区で水路整備事業を実施 ・府内19地区でため池整備事業を実施、6地区の整備を完了	☆☆☆	農空間の資源の保全・活用と地域力の向上が図れました。	引き続き農空間の資源の保全・活用と地域力の向上に努めます。
					H26	地域との協働による水辺の清掃活動や、水生生物の観察会等の環境学習活動の支援	・府民参加による農空間の資源の保全・活用と、地域力の向上 ・府内4地区で水路整備事業を実施、1地区の整備を完了 ・府内16地区でため池整備事業を実施、3地区の整備を完了	☆☆☆		

No.	施策事業名称	目的	内容	決算額(千円)	2015年度(H27年度)の取組 ※下段は2014年度(H26年度)の取組				自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性
					年度	取組指標	実績(取組指標に対する結果)	進捗		
3-8	日本万国博覧会記念公園事業(緑地管理業務)	大阪北部の市街地内にある大きな緑の拠点として、基本理念である「緑に包まれた文化公園」を実現させるため、良好な管理を実施し、都市の景観形成や地球温暖化防止のためのCO2吸収能力の向上、生物多様性の向上を目指すこと。	2015(平成27)年度策定「万博記念公園将来ビジョン」に基づき、「人と自然の調和」をテーマに、生物多様性の向上や地球温暖化防止、植物残材のゼロ・エミッションの実現などの取り組みを行いつつ、オオタカやモリアオガエル、ニッポンバラタナゴなど希少生物が生息する公園内の自然環境を保全しました。	293,082	H27	万博記念公園内(258ha)の自然環境を保全 H27年度策定予定の「万博記念公園将来ビジョン」に基づき取組み内容を具体化して実施	2015(平成27)年11月に策定した「日本万国博覧会記念公園の活性化に向けた将来ビジョン」に基づき、都市の景観形成や生物多様性の向上のため、良好な管理を実施しました。	☆☆☆	生物多様性に配慮しつつ、来園者が安全に快適に過ごせるよう、除草や刈込み、病害虫防除、四季の花の景観維持等を行いました。	引き続き、良好な管理を実施します。
3-9	府道緑化事業	都市の景観形成や環境改善等多様な役割を果たす街路樹を、良好な状態に維持管理を行い、良好な道路環境整備を推進すること。	劣化による倒木や、道路構造との不適合により根上がり等を引き起こす可能性のある街路樹について都市基盤整備中期計画に基づき、路線の重要度、樹木の健全度、道路構造との不適合等から優先順位を設定し、樹木更新を実施しました。また、火災の際の近隣への延焼防止機能を期待した街路樹の再整備を行い、良好な道路環境の創出に努めました。	860,030	H27	街路樹の更新・補植 高木:673本 低木:5,163本	主に重要路線における街路樹の樹木更新を含めた植栽工事、維持管理業務を行いました。 (植栽本数)高木:436本、低木:約19,000本	☆☆☆	想定どおり樹木更新作業を含めた植栽工事・維持管理作業により、良好な道路環境の創出が実施できました。	今後も引き続き、取組みを継続します。
					H26	街路樹の更新・補植 高木:681本 低木:9833本	主に重要路線における街路樹の樹木更新を含めた植栽工事、維持管理業務を行いました。 (植栽本数)高木:478本、低木:約29,300本	☆☆☆		
3-10	騒音・振動の防止	工場・事業場、建設作業及び道路等からの騒音・振動を防止し、生活環境の保全を図ること。	道路沿道における騒音に係る環境保全目標の達成状況を把握し、関係機関と連携して低騒音舗装等の騒音対策の推進を図りました。また、大阪国際空港及び関西国際空港の周辺地域における航空機騒音に係る環境基準の達成状況を把握し、関係機関に対策の推進を働きかけました。さらに、工場及び建設作業等の騒音・振動の規制権限を有する市町村において規制・指導の徹底が図られるよう、必要な技術的支援を行いました。	13,096	H27	・自動車騒音調査 10町村域について実施 ・大阪国際空港周辺における航空機騒音の測定(通年測定:3地点、短期測定:2地点)、関西国際空港周辺における航空機騒音の測定(短期測定:2地点) ・市町村研修会 年間3回開催 【参考】道路交通騒音に係る環境基準の達成率:93.7%(2013年度)	・道路沿道における環境保全目標の達成率が向上(2014年度 94.2%) ・航空機騒音の測定について、大阪国際空港周辺では、5地点の内、2地点で環境保全目標を達成 関西国際空港周辺では、2地点のうち、2地点で環境保全目標を達成 ・市町村研修会 年間3回開催	☆☆☆	道路沿道における環境保全目標の達成率が改善傾向で推移(2014年度94.2%)、評価戸数 888千戸)航空機騒音の環境保全目標達成状況についても計画通り把握を行いました。	引き続き環境保全目標の達成率を把握するとともに、関係機関と連携して騒音対策の推進を図ります。
					H26	・自動車騒音調査 10町村域について実施 ・航空機騒音調査(常時及び随時) 7箇所を実施 ・市町村研修会 年間2回開催 【参考】自動車騒音に係る環境保全目標の達成率:93.7%(2013年度)	・道路沿道における環境保全目標の達成率が向上(2013年度 93.7%) ・航空機騒音の測定を、通年測定:3地点 短期測定:4地点 において実施。うち環境基準達成地点4地点。 ・市町村研修会 年間3回開催	☆☆☆		
3-11	沿道環境改善事業	府が管理する道路において、騒音対策として低騒音舗装(排水性舗装)を実施し、沿道の環境改善を図ること。	環境基準の達成状況が悪い区間(騒音対策区間)において、路面の損傷状況に応じた補修を行う際に、低騒音舗装(排水性舗装)を実施することにより、騒音の低減を図り沿道環境を改善しました。	217,621	H27	路線:国道170号、府道大阪中央環状線 等	排水性舗装の施工実績 5.0万㎡(2015年度)	☆☆☆	2015年度は5.0万㎡の排水性舗装を施工し、沿道環境の改善を行いました。	今後も引き続き、取組みを継続します。
					H26	沿道環境の改善 【参考】排水性舗装の施工実績 10.9万㎡(2012年度) 7.1万㎡(2013年度)	排水性舗装の施工実績 5.9万㎡(2014年度)	☆☆☆		

No.	施策事業名称	目的	内容	決算額(千円)	2015年度(H27年度)の取組 ※下段は2014年度(H26年度)の取組				自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性
					年度	取組指標	実績(取組指標に対する結果)	進捗		
3-12	ヒートアイランド対策の推進	ヒートアイランド対策の目標や対策内容等を定めた「おおさかヒートアイランド対策推進計画」に基づき、総合的かつ計画的に施策を推進する。	計画の目標である熱帯夜日数の削減に向け、対策指標を設定し、人工排熱の低減、建物・地表面の高温化抑制、都市形態の改善等を推進しました。また、夏の昼間の暑熱環境の改善に向け、人の健康への影響等を軽減する取組み(適応策)を推進しました。	-	H27	熱帯夜日数の削減に向け、新たに対策指標を設定し、適切に進捗管理を実施。	・「メッシュ熱負荷・気温予測システム」により、緑化や透水性・保水性舗装等の普及率などから熱帯夜日数を算出し、対策の進捗状況を把握しました。(2013年度の熱帯夜日数は、指標とする対策の普及により基準年度(2000年度)と比べ2日削減) ・「建築物の環境配慮制度」において、建築物のヒートアイランド対策の導入を促進するため、助言・誘導方法の検討を行い、環境審議会温暖化対策部会に報告しました。	☆☆☆	概ね想定通り実施しました。	「建築物の環境配慮制度」において、建築物のヒートアイランド対策の導入を促進し、建築物の大気熱負荷を小さくするよう、助言・誘導を行います。
				H26	・緑化効果の数値評価 ・暑熱環境の改善に適した街路空間の提案	・ヒートアイランド現象等に起因する暑熱環境に適応するために有効な緑化手法の効果を定量的に評価する手法の検討を行い、適応策として効果的な緑化手法の研究を行いました。 ・街路空間を対象に熱環境の観測を行い、緑化による熱ストレスの軽減効果について検証しました。 ・これらの結果等を踏まえ、街路空間においてヒートアイランド現象の適応策として効果的な緑化手法をとりまとめた。	☆☆☆			
IV その他(横断的施策・事業)										
4-1	公共交通戦略に基づくCO2排出負荷の低い公共交通への転換	自動車からCO2排出負荷の低い公共交通への利用転換を推進し、温室効果ガス及び自動車排出ガスを削減すること。	2014年1月策定された「公共交通戦略」の以下の3つの方向性の取組みを推進し、自動車から公共交通への利用転換を図りました。 ①鉄道ネットワークの充実(広域拠点へのアクセス性の向上など) ②公共交通の利便性向上(利用者の視点にたった乗継ぎ時の移動負担の軽減や情報案内の充実、連続立体交差事業、鉄道施設耐震事業による安全性の向上など) ③公共交通の利用促進(自動車交通が地球に与える影響や公共交通機関への転換について学ぶ交通環境学習、観光・商業・まちづくりなど、様々な主体と連携した取組みや啓発活動など)	-	H27	・戦略4路線の推進(なにわ筋線、西梅田十三新大阪連絡線、大阪モノレール延伸、北大阪急行延伸) ・連続立体交差事業、鉄道施設耐震事業の推進 ・交通環境学習や利用促進キャンペーンの実施	・戦略4路線の推進として、なにわ筋線の検討会による検討の深度化 大阪モノレール延伸の事業化の意思決定 北大阪急行延伸の都市計画決定及び軌道法特許取得を実施した。 ・連続立体交差事業として、南海高石連立のH28年春の下り線高架切替に向けた事業推進等を実施した。 ・利用促進キャンペーンとして、交通安全ファミリーフェスタ等のイベントに参加し、啓発活動を実施した。	☆☆☆	おおむね想定どおり、施策を実施した。	引き続き、施策の実施に努める。
				H26	・戦略4路線の推進(なにわ筋線、西梅田十三新大阪連絡線、大阪モノレール延伸、北大阪急行延伸) ・連続立体交差事業の推進 ・利用促進キャンペーンの実施	・戦略4路線の推進として、なにわ筋線の事業化に向けた検討調査 大阪モノレール延伸の事業化に向けた検討 北大阪急行延伸の都市計画等の法手続きを実施した。 ・連続立体交差事業として、近鉄奈良線の高架化切替えを完了させた。 ・利用促進キャンペーンとして、交通安全ファミリーフェスタ等のイベントに参加し、啓発活動を実施した。	☆☆☆			
4-2	環境技術コーディネート事業	大阪発の優れた環境技術の普及を通じて環境保全を推進すること。	先進的な環境技術・製品を技術評価し、高い評価を受けたものについては「おおさかエコテック」の称号を授与し、ホームページ・メールマガジンやセミナー・展示会等を通じその普及を支援するなど、大阪府内の中小・ベンチャー企業に対し環境分野の技術支援を行いました。	648	H27	・おおさかエコテック技術評価 5件 ・セミナー開催・展示会出展等 3回 ・メールマガジンの発行 40件	技術選定:6件 セミナー等:2回 展示会出展:3回 メールマガジン発行:26回	☆☆☆	中小企業支援機関との連携等により、6件の環境技術・製品がおおさかエコテックに選定されました。また、びわ湖環境ビジネスメッセやエコプロダクツ(東京)等の発信力の高い展示会に対して、11事業者に出展の機会を提供するなど、おおさかエコテック選定技術・製品の普及の取組を強化しました。	引き続き中小企業支援機関等との連携のもと新たな環境技術を発掘するとともに、メールマガジン・ホームページ・展示会・セミナーなど様々な媒体の活用によっておおさかエコテック選定技術・製品の普及を支援していきます。
				H26	・おおさかエコテック技術評価 5件 ・セミナー開催・展示会出展等 3回 ・メールマガジンの発行 40件	技術選定:4件 セミナー等:2回 展示会出展:5回 メールマガジン発行:30回	☆☆☆			

No.	施策事業名称	目的	内容	決算額(千円)	2015年度(H27年度)の取組 ※下段は2014年度(H26年度)の取組				自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性
					年度	取組指標	実績(取組指標に対する結果)	進捗		
4-3	関西広域連合における広域的な環境保全対策の推進(広域環境保全)	関西広域連合での温室効果ガス削減のための取組みや府県を越えた鳥獣保護管理の取組み等の広域的な環境保全の対策を推進すること。	地球環境問題に対応し、持続可能な社会を実現する関西を目指すため、「再生可能エネルギーの拡大と低炭素社会づくりの推進」及び「自然共生型社会づくりの推進」の取組みを拡充するとともに、「循環型社会づくりの推進」、「環境人材育成等の推進」の取組みを実施しました。具体的には、温室効果ガスの排出削減に係る住民や事業者に対する啓発事業として、節電のはたらきかけや関西エコスタイルキャンペーンを実施するとともに、再生可能エネルギーの導入促進、関西スタイルのエコポイント事業や電気自動車の普及促進事業等、広域的な温室効果ガス削減対策の取組みを進めました。また、広域的に移動し被害が問題となっているカワウについて、「関西地域カワウ広域保護管理計画」に基づき、カワウ対策検証事業や捕獲手法の開発検討を実施するとともに、ニホンジカについても、被害状況の把握や広域的な連携による捕獲体制の検討及びモデル地域での実践を行いました。	12,270	H27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関西エコスタイルキャンペーン及び関西スタイルエコポイント事業等を実施する。</li> <li>・電気自動車と観光地の風景等を撮影した写真コンテストの開催等により、電気自動車の普及促進を図る。(生態系の保全)</li> <li>・カワウ対策検証事業の効果検証を行い、地域毎の被害対策の推進につなげる</li> <li>・ニホンジカによる被害の広域的な把握を行う。広域的な捕獲体制の検討やモデル地域での実践を行う。</li> </ul>	<p>広域環境保全計画に基づき、下記分野について取組みが進められました。</p> <p>(温室効果ガス削減)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5月1日から10月31日の間「関西夏のエコスタイル」の取組みを実施しました。</li> <li>・関西広域連合内のエコオフィス宣言登録事業所は1,710事業所(2015年度末現在)となりました。</li> <li>・関西エコオフィス宣言事業所の中から優れた取組みを募集し、特に優れた取組みに対して、関西エコオフィス大賞1件、同奨励賞4件を選定しました。</li> <li>・関西スタイルエコポイント事業について、ポイント付与対象商品・サービスは4社13件(2015年4月1日時点)となりました。</li> <li>・電気自動車充電マップの更新、写真コンテストの開催などにより、EVの普及促進対策を図りました。</li> <li>・カーボン・オフセット制度を「関西広域連合委員会」に導入し、委員会開催に伴い排出される温室効果ガスを”実質的にゼロ”にするなどクレジットの広域活用を推進しました。(カワウ対策)</li> <li>・モニタリング調査(104箇所×3回、うち大阪府内11箇所)を実施。</li> <li>・被害対策の効果検証・新規捕獲手法の調査を実施(岸和田市)。</li> <li>・地域住民の自立した被害対策について、現地指導を実施(4箇所。うち、堺市1箇所)。被害対策の事例集を作成。(ニホンジカ対策)</li> <li>・各府県市の被害情報等を元に、モデル地域(3地域、うち1地域は大阪府豊能地域)を選定し、効率的な手法の検討会を実施。</li> <li>・イノシシ被害防止マニュアルを製作。</li> </ul>	☆☆☆	・概ね計画通り、各分野における広域的な取組が進められました。	引き続き、広域環境保全計画に基づき、各取組を推進していきます。
					H26	<p>(温暖化対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関西エコスタイルキャンペーン及び関西スタイルエコポイント事業等を実施する。</li> <li>・電気自動車と観光地の風景等を撮影した写真コンテストの開催等により、電気自動車の普及促進を図る。(生態系の保全)</li> <li>・カワウ対策検証事業の効果検証を行い、地域毎の被害対策の推進につなげる(連合管内2地域で実施、うち府内は1地域)。</li> <li>・ニホンジカによる被害の広域的な把握を行う。広域的な捕獲体制の検討を行う。</li> </ul>	<p>広域環境保全計画に基づき、下記分野について取組が進められました。</p> <p>(温室効果ガス削減)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5月1日から10月31日の間「関西夏のエコスタイル」の取組を実施しました。</li> <li>・大阪府内のエコオフィス宣言登録事業所は484事業所(2014年度末現在)となりました。</li> <li>・関西エコオフィス宣言事業所の中から優れた取組みを募集し、特に優れた取組みに対して、関西エコオフィス大賞1件、同奨励賞5件を選定しました。</li> <li>・2012年6月より開始した関西スタイルエコポイント事業は、ポイント付与対象商品・サービスは4社13件(2014年度末)となりました。</li> <li>・電気自動車充電マップの更新、広域観光モデルルートの提案および観光統一キャンペーンの実施、共通化した充電インフラの導入努力や事業者等への推奨、写真コンテストの開催などにより、EVの普及促進対策を図りました。</li> </ul> <p>・カーボン・オフセット制度については、クレジット調査検討作業チームにおいて、「統一したクレジット」の導入の可能性及び既存制度の活用について検討しました。</p> <p>(カワウ対策)</p> <p>カワウ広域保護管理計画に基づき、カワウ対策検証事業を実施しました(大阪府、兵庫県)。</p>	☆☆☆		

No.	施策事業名称	目的	内容	決算額(千円)	2015年度(H27年度)の取組 ※下段は2014年度(H26年度)の取組				自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性
					年度	取組指標	実績(取組指標に対する結果)	進捗		
4-4	市町村への権限移譲における技術的支援	府民に身近な自治体である市町村が、地域の実情に応じて、自らの責任と判断のもと、環境対策を実施できるよう、大阪発地方分権改革ビジョン(2009年3月)に基づき、府が有する環境分野の規制権限の市町村への移譲を進めること。	府から移譲した権限を各市町村が適切かつ円滑に行使できるよう、府は、ヒアリング等により各市町村の要望の把握や情報交換に努め、統一的な法令の運用・解釈の提示、立入検査への同行による現場対応支援、市町村職員を対象にした研修会・勉強会の開催、研修生の受け入れ等、各市町村の要望に応じた技術的支援を行いました。	-	H27	市町村を対象にした技術的支援 ・権限移譲市町村を集めての連絡会議を実施 ・市町村からの希望があれば、研修生を受け入れ ・実務研修の実施(5回程度) ・市町村からの要望に応じた立入検査への同行(10回程度)	・市町村連絡会議を開催(5回) ・研修会を実施(10回) ・勉強会を実施(5回) ・市町村からの要望に応じた立入検査に同行(3回) ・サポートチームによる支援の実施  ・大阪府生活環境の保全等に関する条例に係る「深夜営業規制事務」を枚方市及び寝屋川市へ権限委譲する(2016年4月)ため、ガイダンスを実施。	☆☆☆	研修会等の実施、サポートチームによる人的支援を行いながら、スムーズな権限移譲とフォローができました。	既に規制権限等の移譲を受けている市町村に対しては、法令研修に加え事例研修やグループワーク等により具体的なフォローを行います。また、新たに移譲を受け入れる市町村についてはガイダンスや研修生の受入などによりスムーズな権限移譲に努めます。
H26	市町村を対象にした技術的支援 ・権限移譲市町村を集めての情報交換会を実施 ・市町村からの希望があれば、研修生を受け入れ ・実務研修の実施(5回程度) ・市町村からの要望に応じた立入検査への同行(10回程度)	・悪臭防止法に係る規制基準設定事務等を島本町、田尻町、千早赤阪村へ権限移譲する(2015年4月)ため、ガイダンスを実施 ・ダイオキシン類対策特別措置法に係る規制事務等、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に係る届出受理事務等を門真市へ権限移譲する(2015年4月)ため、ガイダンスを実施 ・権限移譲市町村を対象に研修会、法令改正説明会を実施(全6回) ・サポートチームによる支援の実施	☆☆☆							
4-5	府庁の省エネ行動への取組み	府庁の事務事業に伴い発生する温室効果ガス排出削減やエネルギー使用量削減に取り組むこと。	「ふちよう温室効果ガス削減アクションプラン～大阪府地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」、「大阪府庁節電実行方針」に基づき、府自らが率先して温室効果ガス削減やエネルギー使用量削減の取組みを継続的に推進しました。また、これらの取組みを着実に進めるため、府独自の環境マネジメントシステム(ふちようエコ課計画)を活用してPDCAサイクルによる環境負荷低減を図りました。	150	H27	庁内の温室効果ガス排出量の削減 前年度比1% (「大阪府温暖化の防止等に関する条例」に定める特定事業者として)	アクションプラン等に基づき、府庁の事務事業における温室効果削減の取組みを積極的に取り組んでいるところです。 (2014年度府庁の温室効果ガス排出量:約41万8千トン)	☆☆☆	今後も、事務事業における温室効果ガス排出削減・エネルギー使用量削減に努めることが必要であると考えます。	引き続き、事務事業の省エネルギーに関する周知を行い、温室効果ガス排出削減・エネルギー使用量の削減に努めます。
H26	庁内の温室効果ガス排出量の削減 前年度比1% (「大阪府温暖化の防止等に関する条例」に定める特定事業者として)	アクションプラン等に基づき、府庁の事務事業における温室効果削減の取組みを積極的に取り組んでいるところです。 (2013年度府庁の温室効果ガス排出量:約41万9千トン)	☆☆☆							
4-6	環境影響評価制度	環境影響評価法及び大阪府環境影響評価条例に基づき環境アセスメント手続を行うことにより、大規模事業に係る環境保全について、適正な配慮がなされることを確保すること。	事業者が事業の前に行った環境影響評価及び事後調査の審査を行うとともに、縦覧等の手続を行いました。	876	H27	・環境配慮の事前検討やわかりやすいアセスメント図書の作成等に対する事業者への適切な指導 ・方法書及び準備書について審査し、環境保全の見地からの知事意見を述べる 【参考】2013年度に縦覧を行ったアセスメント図書 5件	環境影響評価法の対象事業について、環境影響評価準備書を審査し、環境保全の見地からの知事意見を都市計画決定権者に述べました。 また、事後調査計画書の作成について事業者を指導するとともに、事後調査報告書の提出をうけて対象事業の実施による環境影響及び環境保全対策の履行状況を確認しました。  ・知事意見を述べた環境影響評価準備書(仮称)淀川左岸線延伸部 ・縦覧に供した事後調査計画書 東部大阪都市計画都市高速鉄道京阪電気鉄道京阪本線(寝屋川市・枚方市) ・縦覧に供した事後調査報告書 東部大阪都市計画ごみ焼却場四條畷市交野市ごみ処理施設整備事業等、計7事業	☆☆☆	事業者が作成するアセスメント図書等について、事前に指導を行いわかりやすい図書になるよう適切に指導するとともに、縦覧を行いました。また、準備書を審査し、都市計画決定権者に対し、環境保全の見地からの知事意見を述べました。	今後も引き続き、わかりやすいアセスメント図書を作成するよう事業者に対し指導するとともに準備書等の審査を適切に行います。
H26	環境配慮の事前検討やわかりやすいアセスメント図書の作成等に対する事業者への適切な指導	事後調査計画書1件について、事業者に対し計画書の作成についての指導を行うとともに、縦覧等の手続を行いました。  (縦覧に供した事後調査計画書) ・大阪外環状線(新大阪～都島)鉄道建設事業に係る事後調査計画書  8事業の事後調査報告書について、事業の環境影響の確認を行うとともに、縦覧等の手続を行いました。	☆☆☆							